

都 勞 委 年 報

令和 3 年

東京都労働委員会事務局

まえがき

この年報は、令和3年1月から令和3年12月までの当委員会の活動状況等を収録したものです。

本誌が、集团的労使関係のより良き形成発展のために、また、労働委員会制度の理解のために、いささかでも参考となれば幸いです。

令和4年4月

東京都労働委員会事務局

目 次

凡例	1
はじめに	3
取扱件数一覧表	5
第1部 概況	
第1章 労働争議の調整	15
第1節 労働争議の調整の概況	15
1 取扱概況	15
2 新規係属状況	16
3 終結状況	17
第2節 争議実情調査	19
第2章 不当労働行為の審査	21
第1節 不当労働行為の審査の概況	21
1 取扱概況	21
2 新規係属状況	22
3 審査状況	24
4 終結状況	36
5 不服申立ての状況	37
第2節 命令・決定事件	39
1 命令・決定事件一覧	39
2 命令・決定事件の分類	41
3 命令・決定事件の概要	47

第3節	再審査事件の概況	71
1	再審査事件の係属状況	71
2	再審査事件の終結状況	71
第4節	行政訴訟事件の概況	79
1	行政訴訟事件の係属状況	79
2	緊急命令申立事件	79
3	確定命令不履行通知	79
第3章	労働組合の資格審査等	82
第1節	労働組合の資格審査の概況	82
1	取扱概況	82
2	新規係属状況	82
3	終結状況	83
第2節	労働関係調整法第37条違反被疑事件	83
第3節	認定告示	83
第4章	組織・運営	85
第1節	組織	85
1	委員会	85
2	事務局	85
第2節	運営	86
1	内部会議	86
2	連絡協議会及び連絡会議	87

第2部 資料

<統計表>

1 労働争議の調整

第1表	調整事件取扱件数	94
第2表	都道府県労委対比新規件数	94
第3表	1件当たり対象労働組合員数	95
第4表	調整開始事由別件数	96
第5表	加盟上部団体有無別件数	96
第6表	加盟上部団体系統別件数	97
第7表	組合・企業の所在地別件数	98
第8表	別組合有無別件数	98
第9表	従業員規模別件数	99
第10表	組合員規模別件数	99
第11表	産業別件数	100
第12-1表	製造業内訳	102
第12-2表	サービス業内訳	103
第13表	調整事項別内訳	104
第14表	団交促進の内訳	105
第15表	あっせん員構成別件数	106
第16表	終結区分別平均所要日数	106
第17表	解決事件・案提示有無別件数	107
第18表	取下理由別件数	107
第19表	打切理由別件数	108
第20表	実情調査取扱件数	109
第21表	実情調査・業種別開始件数	109

2 不当労働行為の審査

第22表	不当労働行為事件取扱件数	110
第23表	都道府県労委対比新規件数	112
第24表	申立人別件数	112
第25表	企業の所在地別件数	113

第26表	従業員規模別件数	113
第27表	別組合有無別件数	114
第28表	加盟上部団体有無別件数	114
第29表	加盟上部団体系統別件数	115
第30表	労働組合法第7条該当号別件数	116
第31表	産業別件数	118
第32-1表	製造業内訳	120
第32-2表	サービス業内訳	121
第33表	審査等実施回数	122
第34表	終結事件・審査状況	122
第35表	終結事件・調査、審問回数別件数	123
第36表	終結事件・証人数別件数	124
第37-1表	終結区分別平均所要日数	125
第37-2表	終結区分別平均所要日数（民間のみ）	125
第37-3表	終結区分別平均所要日数 （長期係属事件を除く）	126
第38表	審査の実効確保の措置申立・勧告等件数	127

3 労働組合の資格審査

第39表	資格審査取扱件数	128
第40表	都道府県労委対比新規件数	128
第41表	係属事由別新規件数	129
第42表	係属事由別終結件数	130
第43表	係属事由別平均所要日数	130

4 相 談

第44表	相談件数	131
------	------	-----

<名簿>

第45期東京都労働委員会委員名簿	135
東京都労働委員会あっせん員候補者名簿	138

凡 例

- 1 この年報で、何年とあるのは歴年間(1月から12月まで)を示す。
- 2 数値の単位未満は四捨五入しているため、内訳の合計が総数に一致しない場合がある。
- 3 統計表の表体に用いる記号は、次のとおりである。
 - ……皆無又は該当数値なし
 - r ……訂正值
- 4 この年報のうち、「ポイント」とは、パーセントとパーセントとの差を表す。
- 5 第2部「資料」の統計表のうち、[]内の数値は、構成比を表す。
- 6 この年報中の産業分類は、日本標準産業分類 第13回改定(平成25年10月)による。

はじめに

1 労働をめぐる情勢

令和3年の日本経済は、国内外での新型コロナウイルスの感染再拡大、政府の緊急事態宣言の発出などによる経済活動の停滞により、引き続き厳しい状況が続いた。

一方、雇用情勢についてみると、3年の全国の年平均完全失業率は2.8%で、前年と同率であった。また、全国の年平均完全失業者数は前年比2万増の193万人であり、2年連続の増加となった。完全失業者のうち、「非自発的な離職による者」は前年比2万人増の56万人であった。このうち、「勤め先や事業の都合」により離職した者は前年比1万人増の36万人であった。

また、3年の全国の年平均就業者数は前年比9万人減の6,667万人であり、2年連続の減少となった。このうち、雇用者(役員を除く)5,629万人を雇用形態別にみると、正規従業員は前年比26万人増の3,565万人、パート・アルバイト、派遣社員等の非正規従業員は前年比26万人減の2,064万人であった。雇用者(役員を除く)に占める非正規従業員の割合は年平均で36.7%となり、前年から0.4ポイント減少した。

2 東京都における労働組合の組織状況

東京都における労働組合数及び労働組合員数は、令和3年6月30日現在でそれぞれ6,583組合(前年比174組合減)、236万1,811人(同3,490人減)で、組合数は20年連続の減少、組合員数は7年ぶりの減少となった。

また、労働組合の推定組織率(雇用者数に占める組合員数の割合)は、25.0%で、前年に比べて、0.3ポイント減少した。なお、全国での推定組織率は16.9%で、東京都では全国より高い水準となっている。

産業別組合員数をみると、「製造業」が35万4,374人(都内組合員数の15.0%)と最も多く、以下、「卸売業、小売業」の32万5,739人(同13.8%)、「金融業、保険業」の28万3,937人(同12.0%)と続いており、前年とおおむね同様の傾向となっている。

なお、パートタイム労働者の組合員数は、前年から2万781人減少して44万2,503人(都内組合員数の18.7%)となった。

3 当委員会における取扱事件の動向

3年の労働争議調整事件の取扱件数は、前年に比べ22件増加して94件であり、新規係属件数は、前年を27件上回り83件となった。また、不当労働行為審査事件の取扱件数は、前年に比べ20件増加して449件であり、新規係属件数は、前年を17件下回り99件となった。

また、企業の枠を超えて主に中小企業の労働者を組織している、いわゆる合同労組からの申請・申立てによる事件は依然として多く、新規調整事件では89.2%、新規審査事件では70.7%を占めている。

出典

労働力調査(基本集計)2021年(令和3年)平均(速報)結果(総務省)
令和3年(2021年)労働組合基礎調査の概況(厚生労働省)
令和3年労働組合基礎調査結果(東京都分)概要(東京都)

取扱件数一覽表

(1) 調整・実情調査

昭和21年～56年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終 結 件 数
昭和 21	—	(2) 19	(2) 19	(2) 15				
22	4	(15) 70	(15) 74	(4) 55				
23	(11) 19	138	(11) 157	(11) 146				
24	11	(2) 124	(2) 135	(1) 124				
25	(1) 11	(6) 91	(7) 102	(6) 93				
26	(1) 9	(10) 94	(11) 103	(10) 97				
27	(1) 6	(4) 63	(5) 69	(4) 67	—	95	95	95
28	(1) 2	(3) 73	(4) 75	(4) 72	0	127	127	127
29	3	(1) 74	(1) 77	74	0	136	136	136
30	(1) 3	(1) 118	(2) 121	(2) 115	0	236	236	236
31	6	(2) 133	(2) 139	(2) 132	0	53	53	53
32	7	116	123	120	0	12	12	12
33	3	(2) 133	(2) 136	(2) 133	0	22	22	22
34	3	101	104	103	0	26	26	26
35	1	(2) 99	(2) 100	(2) 98	0	59	59	47
36	2	(2) 127	(2) 129	(2) 127	12	44	56	53
37	2	①(2) 104	①(2) 106	①(2) 99	3	45	48	46
38	7	(3) 97	(3) 104	(3) 100	2	43	45	43
39	4	(9) 82	(9) 86	(7) 77	2	78	80	40
40	(2) 9	(4) 98	(6) 107	(6) 102	40	35	75	71
41	5	(6) 122	(6) 127	(6) 122	4	44	48	32
42	5	(4) 110	(4) 115	(3) 102	16	37	53	46
43	(1) 13	(2) 120	(3) 133	(3) 124	7	72	79	57
44	9	(3) 151	(3) 160	(3) 136	22	121	143	56
45	24	(22) 145	(22) 169	(22) 151	87	71	158	148
46	18	(4) 163	(4) 181	(4) 172	10	131	141	95
47	9	(2) 208	(2) 217	(2) 202	46	184	230	167
48	15	①(9) 178	①(9) 193	①(9) 184	63	202	265	183
49	9	(11) 234	(11) 243	(11) 228	82	260	342	247
50	15	②(6) 168	②(6) 183	②(6) 163	95	266	361	177
51	20	(3) 172	(3) 192	(3) 160	184	216	400	134
52	32	(1) 175	(1) 207	170	266	305	571	451
53	(1) 37	(1) 135	(2) 172	(2) 140	120	279	399	275
54	32	(2) 117	(2) 149	(2) 110	124	227	351	263
55	39	(1) 145	(1) 184	(1) 149	88	293	381	88
56	35	③(1) 134	③(1) 169	③(1) 129	293	343	636	392

昭和57年～平成29年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終 結 件 数
昭和 57	40	(7) 163	(7) 203	(7) 156	244	313	557	294
58	47	142	189	143	263	306	569	332
59	46	(2) 121	(2) 167	(2) 119	237	288	525	417
60	48	(1) 109	(1) 157	(1) 130	108	270	378	243
61	27	(1) 96	(1) 123	(1) 94	135	196	331	252
62	29	(3) 101	(3) 130	(1) 72	79	246	325	316
63	(2) 58	(1) 85	(3) 143	(2) 107	9	220	229	227
平成 元	(1) 36	(1) 60	(2) 96	60	2	236	238	238
2	(2) 36	(1) 75	(3) 111	(2) 84	0	227	227	227
3	(1) 27	(2) 73	(3) 100	(1) 62	0	227	227	109
4	(2) 38	(2) 65	(4) 103	(3) 67	118	246	364	266
5	(1) 36	(1) 97	(2) 133	(1) 96	98	219	317	195
6	(1) 37	119	(1) 156	122	122	239	361	148
7	(1) 34	(1) 102	(2) 136	(2) 95	213	220	433	43
8	41	(2) 143	(2) 184	(2) 150	390	223	613	498
9	34	(1) 120	(1) 154	(1) 113	115	262	377	215
10	41	(1) 175	(1) 216	(1) 170	162	191	353	259
11	46	212	258	218	94	202	296	186
12	40	(2) 160	(2) 200	(1) 160	110	210	320	234
13	(1) 40	(1) 168	(2) 208	(1) 136	86	215	301	218
14	(1) 72	141	(1) 213	(1) 146	83	179	262	205
15	67	(1) 161	(1) 228	162	57	182	239	57
16	(1) 66	140	(1) 206	(1) 161	182	154	336	182
17	45	(1) 155	(1) 200	145	154	139	293	230
18	(1) 55	(3) 127	(4) 182	(2) 156	63	131	194	159
19	(2) 26	120	(2) 146	(2) 119	35	128	163	130
20	27	(1) 145	(1) 172	(1) 135	33	127	160	127
21	37	209	246	186	33	145	178	136
22	60	153	213	178	42	125	167	129
23	35	147	182	135	38	112	150	116
24	47	124	171	146	34	112	146	110
25	25	(1) 106	(1) 131	(1) 97	36	122	158	100
26	34	86	120	110	58	115	173	119
27	10	87	97	81	54	109	163	115
28	16	87	103	87	48	112	160	109
29	16	73	89	66	51	114	165	115

平成30年～令和3年

区分 年	調 整				実 情 調 査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終 結 件 数
平成 30	23	60	83	62	50	105	155	108
令和 元	21	48	69	53	47	92	139	97
2	16	56	72	61	42	85	127	88
3	11	(1) 83	94	67	39	90	129	98
		⑦(186) 9,125		⑦(186) 9,098		11,296		11,265

(注) ()内数字は調停件数、○内数字は仲裁件数でいずれも内数。

(2) 不当労働行為・資格審査

昭和21年～56年

年	区分	不当労働行為				資格審査			
		前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数	前年からの繰越件数(a)	新規係属件数(b)	取扱件数(a)+(b)	終結件数
昭和	21	—	13	13	6				
	22	7	48	55	47				
	23	8	90	98	78	—	9	9	6
	24	20	62	82	61	3	107	110	77
	25	21	44	65	[2] 49	33	191	224	204
	26	16	37	53	46	20	168	188	174
	27	7	37	44	38	14	119	133	129
	28	6	50	56	30	4	68	72	56
	29	26	37	63	40	16	98	114	95
	30	23	46	69	57	19	100	119	111
	31	12	35	47	36	8	56	64	53
	32	11	38	49	34	11	65	76	66
	33	15	48	63	50	10	78	88	76
	34	13	58	71	48	12	98	110	93
	35	23	45	68	46	17	78	95	69
	36	22	74	96	56	26	94	120	82
	37	40	88	128	61	38	143	181	119
	38	67	67	134	63	62	92	154	114
	39	71	62	133	60	40	99	139	86
	40	73	70	143	64	53	124	177	102
	41	79	88	167	72	75	156	231	125
	42	95	102	197	60	106	148	254	128
	43	137	77	214	75	126	131	257	122
	44	139	81	220	75	135	157	292	149
	45	145	102	247	95	143	131	274	126
	46	152	101	253	[1] 82	148	165	313	163
	47	171	143	314	94	150	255	405	167
	48	220	104	324	93	238	181	419	164
	49	231	131	362	76	255	204	459	147
	50	286	141	427	140	312	286	598	238
	51	287	129	416	107	360	223	583	215
	52	309	<1> 114	<1> 423	158	368	203	571	194
	53	<1> 265	146	<1> 411	113	377	255	632	210
	54	<1> 298	137	<1> 435	[1] 106	422	216	638	186
	55	<1> 329	116	<1> 445	[2]<1> 109	452	189	641	191
	56	336	153	489	[2] 110	450	245	695	189

昭和57年～平成29年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結 件数
昭和 57	379	124	503	[1] 96	506	209	715	191
58	407	119	526	118	524	213	737	248
59	408	91	499	99	489	161	650	185
60	400	116	516	118	465	200	665	178
61	398	107	505	82	487	205	692	162
62	423	108	531	98	530	233	763	178
63	433	89	522	118	585	155	740	246
平成 元	404	76	480	89	494	111	605	173
2	391	68	459	84	432	97	529	136
3	375	74	449	[1] 63	393	152	545	139
4	386	81	467	164	406	127	533	119
5	303	67	370	[1] 84	414	112	526	181
6	286	101	387	57	345	156	501	94
7	330	87	417	55	407	157	564	115
8	362	98	460	67	449	153	602	107
9	393	77	470	145	495	137	632	164
10	325	100	425	85	468	153	621	111
11	340	114	454	71	510	195	705	154
12	383	124	507	111	551	165	716	175
13	396	96	492	105	541	162	703	206
14	387	125	512	[1] 108	497	183	680	189
15	404	115	519	96	491	186	677	172
16	423	85	508	102	505	145	650	192
17	406	102	508	138	458	138	596	273
18	370	102	472	[1] 110	323	137	460	201
19	362	100	462	193	259	154	413	208
20	269	92	361	94	205	134	339	171
21	267	119	386	85	168	178	346	136
22	301	125	426	94	210	172	382	136
23	332	115	447	[1] 120	246	183	429	180
24	327	103	430	121	249	161	410	182
25	309	118	427	112	228	157	385	166
26	315	132	447	[1] 124	219	182	401	171
27	323	117	440	139	230	155	385	194
28	301	97	398	[1] 104	191	127	318	136
29	294	105	399	[5] 90	182	145	327	129

平成30年～令和3年

区分 年	不当労働行為				資格審査			
	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結件数	前年からの繰越 件数 (a)	新規係属 件数 (b)	取扱件数 (a)+(b)	終結 件数
平成 30	309	97	406	89	198	130	328	124
令和 元	317	95	412	99	204	132	336	143
2	313	116	429	79	193	163	356	107
3	350	99	449	[2] 91	249	147	396	127
		<1> 6990		[23]<1> 6632		11,294		11,025

注) < >内数字は審査再開件数で内数、[]内数字は一部分離命令件数で外数。

第 1 部 概 況

第1章 労働争議の調整

第1節 労働争議の調整の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和3年中に取り扱った労働争議調整事件は94件で、このうち前年から繰り越された事件が11件、新規係属事件が83件であった(資料<統計表>第1表)。

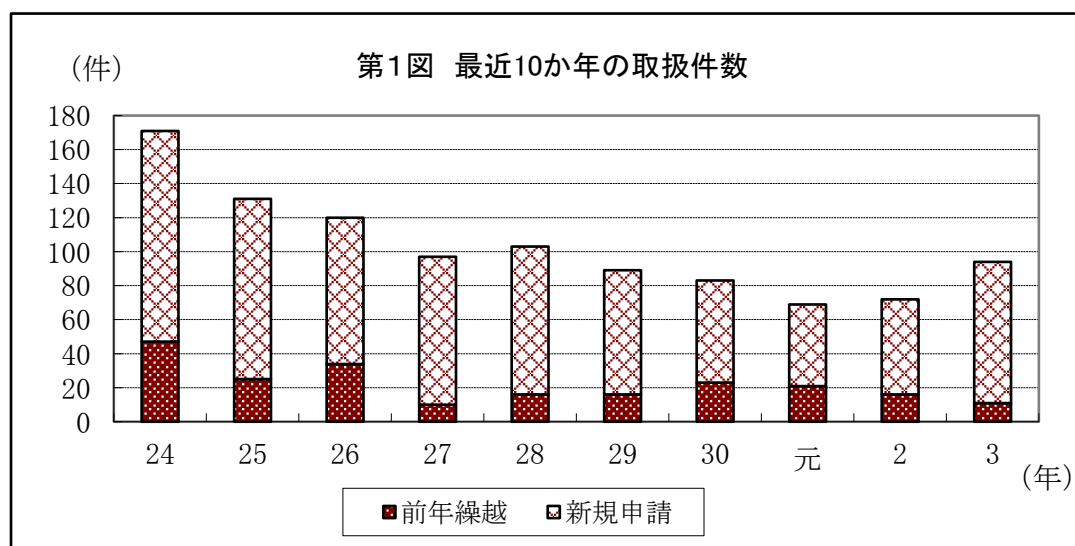
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は22件、新規係属件数は27件増加した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年の取扱件数、新規係属件数は減少傾向にある(第1図)。

なお、令和3年の新規係属事件83件のうち合同労組関係事件は74件で、89.2%を占めている。



2 新規係属状況

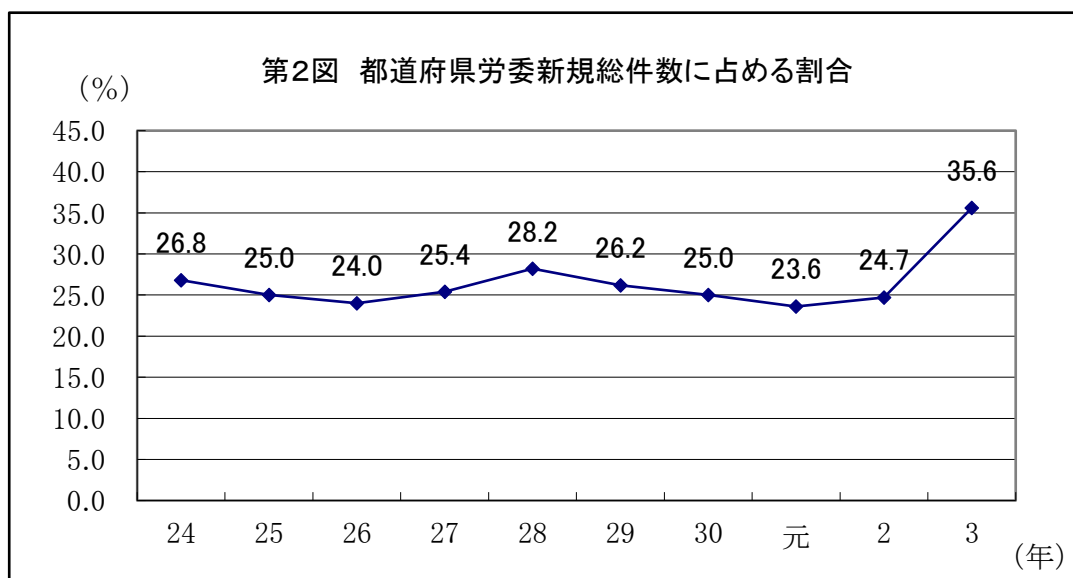
(1) 調整区分別の状況

令和3年の新規係属件数83件のうち、調停事件は1件であり、その他の82件はすべてあっせん事件であった。仲裁事件はなかった(資料<統計表>第1表)。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和3年の全国都道府県労委の新規総件数は233件で、前年より6件増加している。

当委員会に係属した新規件数83件を全国比で見ると35.6%で、前年(24.7%)より増加した(第2図、資料<統計表>第2表)。



(3) 開始事由別係属状況

新規係属事件の開始事由をみると、「組合申請」が70件(構成比(以下同じ)84.3%)と多く、「使用者申請」は10件(12.1%)、「労使双方申請」は3件(3.6%)であった(資料<統計表>第4表)。

(4) 加盟上部団体系統別係属状況

ア 上部団体加盟の有無 新規係属事件のうち、事件当事者である組合が上部団体に加盟しているものは65件(78.3%)、加盟していないものは18件(25.3%)である(資料<統計表>第5表)。

イ 加盟上部団体系統別 上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系23件(35.4%)、全労連系15件(23.1%)、全労協を含むその他27件(41.5%)であった(資料<統計表>第6表)。

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、299人以下の中小企業に係る争議調整の申請が44件(53.0%)で、このうち49人以下の企業に係るものは27件(32.5%)である(資料<統計表>第9表)。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「サービス業」が14件(16.9%)で最も多く、以下「製造業」と「卸売・小売業」がともに9件(10.8%)と続いている(資料<統計表>第11表)。

(7) 調整事項別係属状況

調整事項をみると、「団交促進」が50件で最も多く、次いで「解雇」が25件、「その他賃金に関するもの」と「その他の労働条件」がともに18件となっている(資料<統計表>第13表)。「団交促進」を交渉事項別にみると、「解雇」が14件で最も多くなっている(資料<統計表>第14表)。

(8) あっせん員の構成

あっせん員の構成別にみると、「事務局職員構成」が44件(53.7%)、「公・労・使委員三者構成」が38件(46.3%)となっており、「公益委員のみによるもの」はなかった。(資料<統計表>第15表)。

3 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和3年の取扱件数94件のうち、67件が終結した。終結率は71.3%で、前年より13.4ポイント減少した(資料<統計表>第1表)。

(2) 終結区分

終結区分別にみると、「解決」32件、「取下」7件、「打切」27件、「移管」1件となっている(資料<統計表>第1表)。

(3) 解決率

解決率は54.3%で、前年より19.8ポイント増加した(資料<統計表>

第1表)。

(4) 解決事件における解決案提示の有無

解決した32件について、調整員による解決案の提示の有無をみると、すべて「提示なし」となっている(資料<統計表>第17表)。

(5) 申請取下の理由

取下7件のうち、「調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴」が3件(42.9%)などとなっている(資料<統計表>第18表)。

(6) 調整打切の理由

打切27件については、「当事者主張固持・歩みより困難」が20件(74.1%)、「調整拒否」が7件(25.9%)となっている(資料<統計表>第19表)。

(7) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況 終結事件の所要日数区分による分布は、第1表のとおりである。

イ 終結区分別所要日数の最短・最長

(ア) 解決事件 最短は10日で、最長は271日であった。

(イ) 取下事件 最短は55日で、最長は372日であった。

(ウ) 打切事件 最短は7日で、最長は656日であった。

ウ 平均所要日数 終結事件の平均所要日数は89.6日で、前年より24.8日短くなった(資料<統計表>第16表)。

第1表 終結事件所要日数区分分布

日数	終結 区分	総 数	解 決	取 下	打 切	不 調	裁 定
総数		67	32	7	27	-	-
9日以内		3	-	-	3	-	-
10日～19日		7	3	-	4	-	-
20日～29日		5	3	-	2	-	-
30日～59日		19	10	3	6	-	-
60日～89日		10	7	-	3	-	-
90日～179日		16	7	3	6	-	-
180日以上		6	2	1	3	-	-

※総数67件には、内訳に記載されているもののほか、埼玉県労働委員会に移管されたものが1件含まれている。

第2節 争議実情調査

(1) 取扱件数

労働委員会規則第62条の2の規定に基づく争議実情調査について、令和3年の取扱件数は129件で、そのうち前年からの繰越件数は39件、新規調査開始事件は90件であった(資料<統計表>第20表)。

なお、新規調査開始件数は、すべて労働関係調整法第37条に基づく争議予告通知により調査を開始したものである。

(2) 対前年比較

前年に比べ、取扱件数は2件増加し、新規調査開始件数は5件増加した(資料<統計表>第20表)。

(3) 業種別争議実情調査開始状況

新規調査開始事件90件を業種別にみると、「医療業」が71件、「廃棄

物処理業」が17件、「運輸・通信業」が2件となっている(資料<統計表>第21表)。

(4) 終結状況

取扱件数129件のうち、98件が終結し、実情調査中に争議が解決したものは96件、打切が1件、移行が1件あった(資料<統計表>第20表)。

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和3年中に取り扱った不当労働行為事件は449件で、このうち前年からの繰越事件が350件、新規係属事件が99件であった（資料〈統計表〉第22表）。

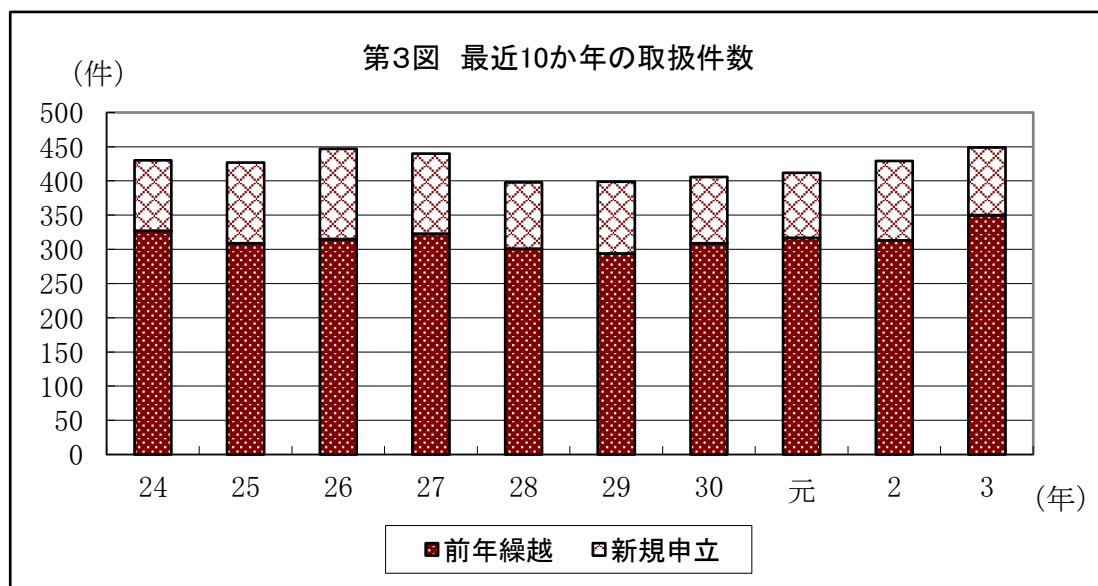
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は20件増加し、新規係属件数は17件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は400件程度、新規係属件数は100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和3年の新規係属事件99件のうち、合同労組関連事件数は70件で、70.7%を占めている。

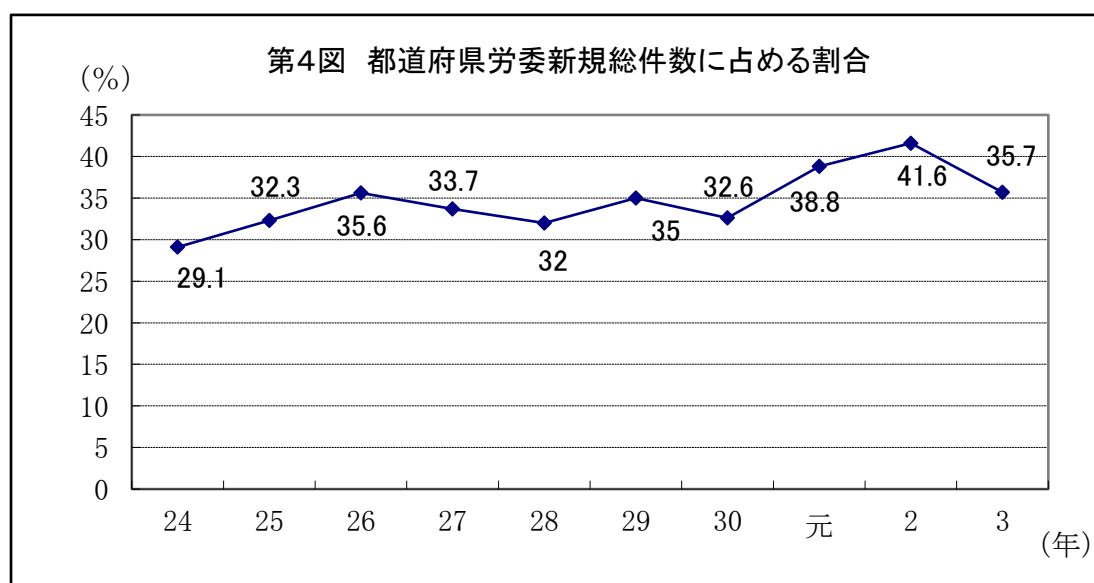


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和3年の全国都道府県労委の新規係属総件数は277件であった。

当委員会の新規係属件数99件を全国比で見ると、35.7%となっている（第4図、資料<統計表>第23表）。



(2) 申立人

ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が76件（76.8%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が18件（18.2%）となっている（資料<統計表>第24表）。

イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て98件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが78件（79.6%）、加盟していないものが20件（20.4%）となっている（資料<統計表>第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系50件（51.0%）、全労連系13件（13.3%）、全労協系を含むその他15件（15.3%）となっている。（資料<統計表>第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て98件について、同一企業内に併存する組合の有無を

みると、「有」23件（23.5%）、「無（不明を含む）」75件（76.5%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

関連会社を被申立人とする事件	5件
業務委託契約を締結した会社を被申立人とする事件	4件
親会社を被申立人とする事件	2件
派遣先の会社を被申立人とする事件	1件
出向先の会社を被申立人とする事件	1件
監督官庁を被申立人とする事件	1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「1000人以上」が25件（25.2%）で最も多く、次いで、「100～199人」が15件（15.2%）となっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては38件（38.4%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が14件（14.1%）と最多で、「医療・福祉」が13件（13.1%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が76件（76.8%）で最も多く、次いで「3号に該当」が53件（53.5%）、「1号に該当」が35件（35.4%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件99件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が9件あった。これらの事件の調整における調整内容は、休業手当や降格問題などに係る団交促進であった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

令和3年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」694回、「審問」61回、「和解」8回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」194回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

令和3年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件は2件であった。

(3) 申立の承継

令和3年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件は1件であった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

令和3年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件は1件であり、忌避の必要はないと判断され、終結した。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

ア 申立状況

令和3年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが22件あり、うち労働者側からの申立てが20件、使用者側からの申立てが2件であった。

イ 措置

上記申立てについて、令和4年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものが1件、文書による要望を行ったものが4件、口頭による要望を行ったものが7件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
1	2不116	3.1.4	労	組合員2名に対する懲戒処分 手続きを凍結すること。
2	2不40	3.2.18	労	① 組合、組合役員及び組合員 を誹謗中傷する内容を含む文書 を送付しないこと。 ② 組合役員及び組合員の自宅 に文書を送付しないこと。 ③ 上部団体及びその加盟団体 (いずれも申立外)に対し、組 合、組合役員及び組合員を誹謗 中傷する内容を含む文書を送付 しないこと。
		3.4.12		三者委員は、当事者双方に対 し、要望書を交付した。
3	2不113	3.2.22	労	本案の審査中は、組合員に対 して業務命令及び懲戒処分を発 令しないこと。
		3.3.31		三者委員は、当事者双方に対 し、口頭で要望を行った。
4	3不14	3.3.8	労	3年4月1日付異動を留保す ること。
		3.4.12		三者委員は、当事者双方に対 し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
5	2 不52	3. 3. 22	労	X 執行委員長に対する 4 月 1 日付発令の出向命令を撤回すること。
		3. 3. 24		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
6	3 不28	3. 4. 5	労	本件審査継続中は、申立人支部長に対し発令した令和 3 年 3 月 30 日付人事異動を強行せず、申立人と誠実に協議するよう勧告すること。
		-		4 年 1 月 7 日、本案が終了した（無関与和解）。
7	3 不37	3. 5. 13	労	組合員 X に対する解雇予告通知を撤回すること。
		-		3 年 10 月 21 日、本案が終了した（関与和解）。
8	3 不36	3. 6. 30	労	① 組合員 2 名に対する出向通知書を撤回すること。 ② X 組合員の就労ビザの延長手続きを早急に行うこと。
9	3 不47	3. 7. 5	労	① 人事制度（就業規則及び賃金制度）の全面改定について、一方的に労働基準監督署に提出しないこと。 ② 契約社員に対する個別説明会を開催しないこと。 ③ 本案申立内容に誠実に対応すること。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
10	2不40	3.7.6	労	<p>① 命令が出るまでの間、組合、組合役員及び組合員を誹謗中傷する内容を含む文書を送付しないこと。</p> <p>② 命令が出るまでの間、組合役員及び組合員の自宅に文書を送付しないこと。</p> <p>③ 命令が出るまでの間、組合役員及び組合員の自宅に、直接訪問して郵便受けに文書を投函しないこと。</p> <p>④ 命令が出るまでの間、上部団体及び上部団体に加盟する労働組合に対して、組合、組合役員を誹謗中傷する内容を含む文書を送付しないこと。</p>
		3.8.27		労働委員会規則第40条にもとづき、被申立人に勧告した。
11	2不41	3.7.9	労	<p>① 申立人の解雇を撤回し、職場に復職させること。</p> <p>② 申立人が職場に復職できるよう、詳細な労働条件を提示すること。</p> <p>③ 申立人が復職するまでの間の賃金を支払うこと。</p>

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
12	3 不58	3. 8. 13	労	本件の救済命令が出されるまでの間、被申立人は、請負契約の更新を拒否した13名の組合員に対し、令和3年度下半期(3年9月21日から4年3月20日まで)について、元年度下半期と同程度の工事個数を割り当てること。
		3. 1. 31		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
13	2 不69	3. 8. 17	労	救済命令が出されるまでの間、Z病院の閉院作業を行わないこと。
		3. 9. 30		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
14	2 不73	3. 8. 18	労	令和3年7月29日付けでZ労働組合と締結した労働協約を破棄すること。
		3. 9. 13		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
15	2 不40 3 不27	3. 9. 17	使	<p>組合は、命令が出るまでの間、自ら又は組合員、支援者等の第三者をして以下①ないし⑤の行為によって会社の業務を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。</p> <p>① 東京都「拡声器による暴騒音の規制に関する条例」第3条の「暴騒音」により、会社に関する街宣活動を行うこと。</p> <p>② 会社について、「労働組合を暴力で弾圧する」、「労働基準監督署の言うことも、裁判所の言うことも聞かない」、「犯罪を犯している会社」、「一般市民の安全を脅かす」という趣旨の文言で演説を行い、シュプレヒコールをすること。</p> <p>③ 会社の役員個人について、侮辱する文言で演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p> <p>④ 会社の取引先において、取引先に対して会社と取引をやめるよう演説を行い又はシュプレヒコールをすること。</p>

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
				⑤ 令和3年8月17日付「勧告書」による勧告が、会社の行為を不当労働行為であると認定したことに基づくものと情宣活動等を行うこと。
		3.10.7		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
16	3不64	3.10.18	労	審査継続中は、就業規則の改定及び労働基準監督署への提出を留保すること。
		3.10.27		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
17	3不75	3.10.18	労	組合員Xに対する解雇通知を撤回し、原職に復帰させ、復職までの間の賃金相当額を、利息を付して支払うこと。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
18	2不40	3.11.22	使	<p>組合は、命令が出るまでの間、自ら又は組合員、支援者等の第三者をして以下①ないし⑤の行為によって会社の業務を妨害し、又はその名誉・信用を毀損する行為をし、若しくはさせてはならない。</p> <p>① 東京都「拡声器による暴騒音の規制に関する条例」第3条の「暴騒音」により、会社に関する街宣活動を行うこと。</p> <p>② 会社が実施している警備業務に問題がないにもかかわらず、あたかも会社が実施している警備業務に問題があり、会社が提供する警備業では施設利用者の安全を守ることができないとの印象を第三者に対して与える演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p> <p>③ 会社の取引先において、会社との取引をやめるよう演説を行い、又はシュプレヒコールをすること。</p>

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容(要旨)
		措置年月日		措置内容
				④ 令和3年8月17日付「勧告書」による勧告が、会社の行為を不当労働行為であると認定したことに基づくものと情宣活動等をする事。
19	3不12	3.11.29	労	本案(3不12)の都労委命令が発せられるまでの間、労働協約を破棄しないこと。
		3.12.23		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
20	3不71	3.11.29	労	法人は、組合員Xを令和4年1月24日に定年となって以降も、継続して雇用しなければならない。
21	3不69	3.12.14	労	X組合員の休職期間満了が令和4年2月1日であるところ、同日到来によっても同人を自然退職としないこと。
22	3不58	3.12.24	労	本件の救済命令が出されるまでの間、被申立人らは、請負契約の更新を拒否した13名の組合員に対し、令和4年度(4年3月21日から5年3月20日まで)について、差別のない2019年度と同程度の工事個数を割り当てること。
		4.1.31		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

(6) 物件提出命令

令和3年に物件提出命令の申立てがされた事件は2件であり、令和3年12月末現在係属中である。

前年から繰り越された事件は2件であり、うち1件は命令の必要がないと判断され終結し、1件は令和3年12月末現在係属中である。

(7) 証人等出頭命令

令和3年に証人等出頭命令の申立てがされた事件は1件であり、令和3年12月末現在係属中である。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。）。

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,530件のうち、令和3年12月末までに終結した事件は1,299件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは892件であった。また、終結事件1,299件に係る平均処理日数は440.4日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・決定		うち1年6か月経過	
		取下	和解	計				
件数(件)	1,530	199	829	1028	271	1,299	231	126
平均処理日数(日)	—	338.7	335.4	336.0	836.2	440.4	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	79	299	378	0	378
6か月超～1年以内	45	251	296	8	304
1年超～1年6か月以内	41	134	175	35	210
1年6か月以内計	165	684	849	43	892
1年6か月超	34	145	179	228	407

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和3年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	—	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和3年の終結事件に係る平均所要日数は、496.7日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結 区分	所要 日数	平均	最短	最長	件数
総数		496.7	22	1,444	91
全部救済		845.2	577	1,088	9
一部救済		815.8	556	1,241	5
棄却		999.0	725	1,444	8
関与和解		397.1	86	1,322	38
無関与和解		315.5	22	1,366	12
取下		349.7	25	863	19

5 不服申立ての状況

令和3年中に当委員会が発した命令・決定書数は24本であった。なお、命令・決定による終結事件数は22件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和4年1月末現在19本となっており、命令・決定に対する不服申立率は79.2%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	24
不服申立数	19
再審査申立て	18
労働者側	7
使用者側	9
双方	2
行政訴訟提起	1
労働者側	0
使用者側	1
不服申立率	79.2

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)

第2節 命令・決定事件

1 命令・決定事件一覧

令和3年中に当委員会が発した命令・決定書は第8表のとおりである。

第8表 命令・決定事件一覧

※不服等については、4年1月末現在で確認できた情報を掲載している。

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
1	A事件	31不25	H31. 3. 25	R3. 3. 11	2・3 一部救済	再審査 (使)
2	K事件	元不44	R1. 6. 3	R3. 3. 11	2・3 全部救済	再審査 (使)
3	K事件	31不27	H31. 3. 25	R3. 3. 18	1・3 棄却	確定
4	J事件(分離命令)	29不30	H29. 4. 18	R3. 3. 25	1 棄却	再審査 (労)
5	D事件	31不6	H31. 1. 30	R3. 4. 8	1・2・3 棄却	再審査 (労)
6	O事件	元不75	R1. 10. 28	R3. 5. 26	2 全部救済	確定
7	A事件	31不5	H31. 1. 29	R3. 6. 30	2 全部救済	再審査 (使)
8	W事件	30不46	H30. 6. 26	R3. 7. 8	2 棄却	再審査 (労)
9	W事件	31不17	H31. 3. 1	R3. 7. 15	2 全部救済	確定
10	N事件	元不63	R1. 8. 21	R3. 7. 15	2・3 一部救済	再審査 (双方)
11	S事件	元不41	R1. 5. 27	R3. 7. 28	1・3 棄却	再審査 (労)
12	A事件(資料配布)	31不3	H31. 1. 18	R3. 8. 18	3 全部救済	行政訴訟 (使)
13	N事件	2不25	R2. 2. 10	R3. 8. 18	2 一部救済	再審査 (使)

順次	事件名	事件番号	申立年月日	終結年月日	該当号別終結区分	不服申立等の状況(申立人)
14	J事件	元不82	H31. 1. 11	R3. 9. 16	3 全部救済	再審査(使)
15	J事件(分離命令)	元不82	H31. 1. 11	R3. 9. 16	3 却下	未確定
16	S事件	元不33	R1. 5. 15	R3. 9. 29	1・2・3 一部救済	再審査(双方)
17	N事件	元不48	R1. 6. 20	R3. 9. 29	2 棄却	再審査(労)
18	K事件	29不87	H29. 11. 28	R3. 11. 10	1・2・3 棄却	再審査(労)
19	N事件	30不44	H30. 6. 19	R3. 11. 10	2・3 一部救済	再審査(使)
20	N事件	元不39	R1. 5. 27	R3. 11. 24	2 棄却	再審査(労)
21	M事件	30不18	H30. 3. 7	R3. 12. 9	3 棄却	未確定
22	M事件	30不95	H30. 12. 18	R3. 12. 9	1・3 全部救済	再審査(使)
23	A事件	31不11	H31. 2. 12	R3. 12. 9	3 全部救済	再審査(使)
24	Z事件(団体交渉)	元不53	R1. 7. 4	R3. 12. 9	2 全部救済	再審査(使)

2 命令・決定事件の分類

※ 事件名横の【 】内の数字は、前記第8表の順次のとおりである。

1 不当労働行為を構成する事実（申立内容）

(1) 不利益取扱い

ア 解雇・雇止め等

〈雇止め〉

・S事件【11】

・M事件【22】

〈再雇用契約不継続〉

・K事件【3】

・M事件【22】

イ 配転・業務割当

〈業務依頼回数の減少〉

・K事件【18】

〈授業時間数割当の減少〉

・M事件【22】

〈配転〉

・J事件(分離命令)【4】

〈担当外し〉

・S事件【16】

ウ その他

〈解決金の取扱い〉

・D事件【5】

〈訓告書の交付〉

・M事件【22】

(2) 団体交渉拒否

ア 団体交渉拒否の理由

〈労働者性〉

・K事件【18】

・N事件【19】

〈組合代表者に対する疑義〉

・Z事件(団体交渉)【24】

〈交渉事項に係る裁判の確定〉

・N事件【17】

〈交渉担当者〉

・W事件【9】

〈交渉の行き詰まり〉

・A事件【1】

〈団交ルール(出席人数及び使用言語)〉

・O事件【6】

イ 交渉方式・態様

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

・D事件【5】

・A事件【7】

・W事件【8】

・N事件【10】

・N事件【13】

・S事件【16】

・N事件【19】

・N事件【20】

ウ その他

〈組合の内部運営事項〉

・K事件【2】

(3) 支配介入

ア 反組合的言動

〈脱退勧奨発言〉

・J事件【14】

・J事件(分離命令)【15】

〈協議事項に係る口外禁止要求〉

・M事件【21】

〈他組合との協約締結〉

・A事件【23】

〈合意事項の不履行〉

・S事件【16】

〈組合を批判する文書の配付〉

・A事件(資料配布)【12】

イ 人事権の行使

〈雇止め〉

・S事件【11】

・M事件【22】

〈授業コマ数の減少〉

・M事件【22】

〈業務依頼回数の減少〉

・K事件【18】

〈再雇用契約不継続〉

・M事件【22】

ウ 団体交渉に係る会社の対応

〈使用者の交渉態度・説明内容〉

・D事件【5】

エ 他組合との差別的取扱い

・N事件【10】

オ その他

〈注意指導〉

・S事件【16】

2 不当労働行為の要件・救済手続

(1) 当事者適格等

ア 申立人適格

〈請負契約〉

・K事件【18】

・N事件【19】

〈申立人の組合資格〉

・Z事件(団体交渉)【24】

(2) 却下事由

〈申立人が申立てを維持する意思を放棄〉

・J事件(分離命令)【15】

3 救済命令

(1) 不利益取扱いの救済

〈「訓告書」をなかったものとして取扱うこと〉

・M事件【22】

〈雇用契約を更新したものとして取扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・M事件【22】

〈再雇用したものとして取扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・M事件【22】

〈授業時間数割当てについて差別的取扱いをしないこと〉

・M事件【22】

(2) 団体交渉拒否の救済

ア 団体交渉応諾

・A事件【1】

・K事件【2】

・O事件【6】

・W事件【9】

・N事件【13】

・N事件【19】

・Z事件(団体交渉)【24】

イ 誠実な団体交渉

・K事件【2】

・A事件【7】

ウ 文書交付のみ

・S事件【16】

(3) 支配介入の救済

ア 反組合的言動の禁止

・A事件(資料配布)【12】

イ 差別的取り扱いの禁止

・N事件【10】

ウ 文書交付及び掲示のみ

・J事件【14】

・A事件【23】

エ その他

〈「訓告書」をなかつたものとして取扱うこと〉

・M事件【22】

〈雇用契約を更新したものとして取扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・M事件【22】

〈再雇用したものとして取扱うこと及び賃金相当額の支払〉

・M事件【22】

〈授業時間数割当てについて差別的取扱いをしないこと〉

・M事件【22】

(4) 文書交付・掲示

ア 文書交付

・O事件【6】

・A事件【7】

・W事件【9】

・N事件【10】

・N事件【13】

・S事件【16】

・N事件【19】

イ 文書掲示

・Z事件(団体交渉)【24】

ウ 文書交付及び掲示

•A事件(資料配布)【12】

•J事件【14】

•M事件【22】

•A事件【23】

3 命令・決定事件の概要

1 A事件（31不25、3.3.11終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社が団体交渉申入れに応じなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が平成31年3月4日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。

イ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 第1回団体交渉において、組合がXの解雇理由の一つである勤務態度について具体的な事実を聞きたいと求めたのに対して、会社は、過去の裁判の書面にまとめてあるのでそれを読んで欲しいなどと述べるにとどまり、具体的に説明をしておらず、相応の説明をしていたと評価することはできない。

加えて、解雇について具体的な問題の解決に向けた協議に入った形跡はなく、交渉が行き詰まりに達したということはず、今後交渉を継続する余地が残されていたとみるのが相当である。

第2回団体交渉申入書の議題の中には、会社が第1回団体交渉において相応の説明を行っているものや、議題とすることが適切とはいえないものもあるが、解雇理由に関連する議題もあり、今後の交渉の余地がないとまではいえない。

また、組合の情宣活動に必ずしも適当とはいえないところがあったとしても、団体交渉の開催に支障が生じるような事情があったとまではいえない。そして、第1回団体交渉から第2回団体交渉の申入れまでに約10か月間の期間があったとしても、その間、訴訟手続等労使間のやり取りは行われていたのであり、組合の第2回団体交渉申入れが時機に遅れたものであるということとはできない。

したがって、会社が第2回団体交渉に応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

イ 会社が第2回団体交渉に応じなかったことは正当な理由のない団体交渉拒否に当たるが、第1回団体交渉において会社が一定の説明を行っていたと認められることなども考慮すると、会社が団体交渉に応じなかったことが組合の弱体化を企図した支配介入にも当たるとまではいえない。

2 K事件（元不44、3.3.11終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社が、本件団体交渉申入れに対し、大会開催手続など組合の内部運営についての具体的な説明を求め、その説明がないことを理由に団体交渉に応じなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、平成31年4月17日付け、25日付け及び令和元年5月1日付けで組合が申し入れた団体交渉に誠実に応じること。

イ 会社は、組合が団体交渉を申し入れたときは、組合が大会開催手続など組合の内部運営について具体的に説明しないことを理由に拒否しないこと。

(3) 判断の要旨

ア 組合の資格について

当委員会による組合の資格審査の結果、組合には労組法第2条及び第5条第2項違反は存在せず、法適合組合と認められる。

イ 団体交渉拒否について

会社は、労組法第2条の自主性及び同法第5条第2項の民主性の点で組合の法適合性並びに執行委員長の代表者としての資格に疑義を示して代議員の選出手続などについて具体的な説明を求めているが、会社が問題視する組合の自主性や民主性に関する事項は組合の内部運営に係る事柄であるから、団体交渉を拒否する理由にはならない。

ウ 支配介入について

団体交渉の開催自体を否定すべき現実かつ具体的な事情があったとまでは認められないにもかかわらず、組合の内部運営に立ち入った会社の対応は、本来使用者が立ち入るべきではない組合の自治に介入しているものといわざるを得ず、組合の自主的な組織運営・活動に介入し、組合の代表者資格を否定することにより組合を弱体化させる行為にはほかならない。

3 K事件（31不27、3.3.18終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、会社がXを定年退職後に嘱託社員として継続雇用しなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

会社が遅刻や無断欠勤等による処分歴があるXを嘱託社員として採用しなかったことには理由があり、他に、会社が同人が組合員であることを嫌悪して継続雇用しなかったと認めるに足りる疎明もないことから、会社が同人を定年退職後に嘱託社員として継続雇用しなかったことは、同人が組合員であることを理由とする不利益取扱い及び組合の組織・運営に対する支配介入には当たらない。

4 J事件（分離命令）（29不30、3.3.25終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、法人が、29年3月1日に非組合員であるY2を生活相談員に配転してXを配転しなかったこと、また、同年7月1日に非組合員であるY4を生活相談員に配転してXを配転しなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

法人が、他の職員や利用者及びその家族に対するXの対応に不安を感じており、そのためにXを生活相談員に配転しなかったとしても不自然とはいえない。Y5事務長の発言に組合嫌悪の意思がうかがわれること等を考慮しても、法人が29年3月1日にXを配転しなかったことは、Xが組合員であること又は正当な組合活動を行ったことを理由とするものとまでは認められない。

上記の事情に加えて、法人が、6割を占める女性の利用者の生活相談や援助等の業務を行う生活相談員に女性職員であるY4を配置したことには相当の理由があり、法人が同年7月1日にXを配転しなかったことは、Xが組合員であること又は正当な組合活動を行ったことを理由とするものとまでは認められず、不利益取扱いに当たらない。

5 D事件（31不6、3.4.8終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①会社が、平成30年度夏季一時金の回答において、前回と同じ金額という趣旨の回答ではなく、前年度同期と同じ金額という回答をするとともに、30年8月7日の団体交渉において、29年度冬季一時金に係る妥結額の上乗せ分を解決金であるとしたこと、②令和元年7月10日の団体交渉における同年度夏季一時金に係る会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 会社が、Xの30年度夏季一時金について前年度同期（29年度夏季一時金）と同じ17万円と回答したことは、組合との妥結の趣旨を事後的に変更したものとはいえないし、上乗せ分を反映させないために回答を変更したものであったということもできないから、Xの30年度夏季一時金についての会社の回答は、組

合に対する支配介入及びXが組合員であることを理由とした不利益取扱いには当たらず、同年8月7日の団体交渉における会社の対応は、不誠実な団体交渉には当たらない。

イ 7月10日の団体交渉における見解の相違は、組合と会社との上乗せ分についての認識の違いにすぎないから、会社の対応は、不誠実な団体交渉に当たらない。

6 ○事件（元不75、3.5.26終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、法人が、本件団体交渉申入れに対し、団交ルール（出席人数及び使用言語）について合意に至っていないなどとして応じていないことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、令和元年9月25日付けで組合らが申し入れた団体交渉について、出席人数に係る団交ルールについて合意に至っていないことを理由に拒否してはならず、誠実に応じなければならない。

イ 法人は、令和元年9月25日付けの組合らの団体交渉申入事項である英語プログラムの外部委託については義務的団体交渉事項には当たらないこと及び非常勤教員の労働条件への具体的影響が決まっていないことを理由に拒否してはならず、誠実に応じなければならない。

ウ 文書交付

エ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア 団体交渉ルール（団交ルール）について

組合らと法人との間では、出席人数と使用言語に係る団交ルールの合意がなかったところ、団交ルールを事前に設定しなければ秩序のある団体交渉が開催できないような具体的な事情は認められない。法人は、団交ルールが整えば団体交渉に応じる

などとして、団交ルールを議題とする団体交渉にも応じようとしなかったのであるから、法人が団体交渉を拒否したことに正当な理由があったということはできない。

イ 義務的団体交渉事項等について

組合らが、組合員の労働条件への影響に関連する範囲で外部委託の内容と決定の経緯等の開示を求めていたことは明らかであるから、組合らの要求事項は義務的団体交渉事項に当たるといふべきである。法人が、可能な範囲内での説明をする努力をせず、具体的な内容について交渉を行うことが困難であるとして団体交渉そのものを拒否することに、正当な理由は認められない。

7 A事件（31不5、R3. 6. 30終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、入試手当の基本配分の支給廃止に関する30年2月7日及び4月3日の団体交渉における法人の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、組合が申し入れた入試手当の基本配分の支給廃止を議題とする団体交渉において、平成30年3月支給分から廃止することにした理由等を具体的に説明するなどして、これに誠実に応じなければならない。

イ 文書交付

ウ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア 基本配分の支給廃止の時期等に関する説明について

基本配分の支給は、約30年という長期にわたり問題なく支給されてきた手当であるから、それを説明から2か月後、しかも当該年度の入学試験が始まっている時期に廃止する以上、組合に対して特に丁寧な説明をすることが求められるといふべきである。しかし、法人は、団体交渉において、形式的かつ抽象的な

説明で組合に理解を求める対応を繰り返しただけで、法人の財政状況の数値や分析等を示すなどして具体的に説明することなく、十分な時間も取らずに拙速に協議を進めたのであるから、法人が、組合からの理解を得るべく十分な説明を行って誠実な交渉に努めたということとはできない。

イ 基本配分の支給廃止手続等に関する説明

法人は、形式的な説明で組合に理解を求める対応を繰り返しており、担当配分の支給対象となる入学試験業務以外の業務と基本配分との関係など基本配分が約30年間支払われてきた理由や、廃止による専任職員への影響に対する配慮の検討内容などについては何ら説明していない。法人が、組合からの理解を得るべく十分な説明を行って誠実な交渉に努めたということとはできない。

8 W事件（30不46、3.7.8終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、29年10月20日から31年4月19日までの間に行われた団体交渉における法人の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 定期昇給等ができない理由の説明について

法人は、定期昇給等ができない財政上の理由について、財務資料や具体的な数字を挙げて一定程度説明しており、資料を提示できないときはその事情を説明していたのであるから、法人の対応が不誠実とまでいうことはできない。

イ 組合の提案への対応について

法人は、組合の要求に応じてその都度、生徒数の減少、経営状況が厳しいことを理由に定期昇給停止を実施すること、また、物価水準が変わらない中で生活水準を維持するために前年度の賃金水準を維

持したいことを理由に賞与を削減しないことを説明している。法人は、定期昇給を実施して賞与を削減するという組合の提案を受け容れることができないとしても、組合の要求に対してその都度一定程度の説明をしており、法人の対応が不誠実とまでいうことはできない。

ウ メリット昇給や特別休暇制度に関する説明について

法人がメリット昇給の対象基準や勤務評価を実施することについての一定の考えを説明する一方で、組合は導入に反対して同じ主張、質問を繰り返すにとどまっている。また、法人は、特別休暇制度が既に28年度から運用されている中で、特別昇給制度の廃止と特別休暇制度の新設の経緯と趣旨を繰り返し説明し、再検討しない理由についても説明している。したがって、法人の対応が不誠実ということとはできない。

9 W事件（31不17、3.7.15終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、組合員Xの未払賃金等を議題とする組合の団体交渉申入れに会社が応じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が申し入れたXに係る未払賃金等を議題とする団体交渉に誠実に応じなければならない。

イ 文書交付

ウ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア 会社は、30年9月末頃に、経営する店舗を閉店し、9月分賃金をXに支払わなかったことから、上記店舗閉店後も、会社とXとの間には、未払賃金等の問題が未精算のまま残されていたといえる。

イ 会社は、上記店舗において勤務していたXの使用者であり、同人の未払賃金問題等に関する団体交渉に応ずべき立場にあったところ、組合の再三にわたる団体交渉申入れに応じていない。

したがって、会社が、Xの未払賃金等を議題とする団体交渉申入れに応じなかったことは、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

10 N事件（元不63、3.7.15終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①協会が、組合に対して特別指導の基準ないし運用方法に関する団体交渉について、他の労働組合と異なる取扱いをしたこと、②協会が特別指導の基準ないし運用方法について、組合との団体交渉前に、組合員に対して説明したこと、③特別指導の基準ないし運用方法に関する団体交渉における協会の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 協会は、組合への特別指導の基準ないし運用方法に関する提案の時期及び組合員への通知前に団体交渉の機会を与えることにつき、他の労働組合と異なる取扱いをしてはならない。

イ 文書交付

ウ 履行報告

エ その他申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 協会が、組合に対して特別指導の基準ないし運用に関する下限値の導入の提案時期について他の労働組合と異なる取扱いをしたことは、団体交渉の実施時期等の組合活動に影響を与えるものであるから、組合運営に対する支配介入に当たる。

イ 協会が団体交渉前に組合員に対して説明したことは、特別指導の基準ないし運用方法の変更に関与する機会を奪ったもので組合運営に対する支配介入に当たる。

ウ 協会は、相応の説明を行い、交渉はいつでも受けるとも述べており、協会の対応が、不誠実な団体交渉又は組合運営に対する支配介入に当たるといふことはできない。

11 S事件（元不41、3.7.28終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、会社がX1を雇止めしたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 会社がX1の後継者が育成されたことを雇止めの理由として挙げたことに無理はなく、後継者の育成期間が不十分であるという組合らの主張を認めることはできない。

イ 会社は、X1を含む支部の歴代3委員長に対し、同時に雇止めを通知しているが、歴代3委員長それぞれの雇止めに相応の理由が認められ、組合弱体化の意図に基づくものとはいえない。

ウ 会社が雇止めに当たって支部との協議を一切しなかったなどという組合らの主張は認められない。

エ 歴代3委員長の雇止めが例外的で不自然なことであるという組合らの主張を認めることもできない。

オ 以上のとおり、会社がX1を雇止めしたことには相応の理由が認められる一方、同人の雇止めが組合らを嫌悪し、弱体化するためにされたなどとする組合らの主張はいずれも認めることができない。したがって、会社がX1を雇止めしたことは、組合員であることを理由とした不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入のいずれにも当たらない。

12 A事件（資料配布）（31不3、3.8.18終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、財団が、千葉支局、茨城支局及び西東京支局において、本件資料（「ユニオンとは何かーその実態と対応方法ー」）を職員に配布し説明したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 財団は、職員に対し、組合及びその組合員を財団に敵対する好ましくない存在であるなどと印象付ける内容の資料を配布し説明するなどして、組合の運営に支配介入してはならない。

イ 文書交付及び掲示

ウ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア 各支局長は、支局において「ユニオンとは何か―その実態と対応方法―」（以下「本件資料」という。）を配布し説明したが、これを行った時期は、組合員ら7名の配転をめぐる、裁判で争われている中、組合が各支局で情宣活動を行うとともに更なる活動を予告するなど、組合活動が活発化した時期であった。

イ 本件資料の内容は、財団と組合との紛争が激しくなる時期において、本件資料を配布された一般の職員に対し、組合は、多額の金銭を要求するなど財団を攻撃し、財団と敵対する存在であり、社会的にも財団にとっても好ましくない存在であるとの印象を与えるものであったといえる。

ウ そして、各支局長が行った職員に対する本件資料の配布と説明は、財団の指示に基づいて行った財団の行為であると認められる。

エ 以上のことから、各支局長が本件資料を職員に配布し説明した行為は、職員に対し、組合は、財団と敵対する存在であり、社会的にも財団にとっても好ましくない存在であるとの印象を与え、組合への敵対意識を醸成するものであり、また、組合員である職員に対しては、組合への不信感を抱かせ、組合活動への萎縮効果を与えるものであるから、組合の組織運営に対する支配介入に該当する。

13 N事件（2不25、3.8.18終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、法人が、産業別最低賃金に関する団体交渉について、独占禁法に抵触するおそれがあるとして、組合の要求に回答しないこ

とが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 法人は、組合が平成31年2月19日付けで申し入れた産業別最低賃金に関する団体交渉について、独禁法に抵触するおそれがあるとの理由で回答を拒否してはならず、誠実に応じること。

イ 文書交付

ウ 履行報告

エ 平成31年2月9日以前の団体交渉に係る申立ての却下

(3) 判断の要旨

ア 法人が産業別最低賃金に関する団体交渉において、独禁法に抵触するおそれがあるとして回答を拒否したことに正当な理由は認められず、法人の対応は、正当な理由のない団体交渉の拒否に当たる。

イ 団体交渉の申入れや団体交渉は、その都度別個の行為であり、同様の行為が続いているからといって、全体を一つの継続する行為とみることとはできない。本件申立てより1年以上前の平成31年2月9日以前の団体交渉に係る申立ては、却下する。

14 J事件（元不82、3.9.16終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、会社の支店長が、X1に対し、組合の脱退届を提出するならば不祥事を握り潰すなどと発言したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

ア 文書掲示及び交付

イ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア X1の申立適格について

X1が本件申立ての申立適格を喪失したとする会社の主張は採用することはできない。

イ 支配介入について

支店長は、X 1 の行為を会社に報告しないことと引き換えに組合の脱退届を出すように X 1 に求め、同人がこれを拒否すると、同人が転勤になる可能性や組合が将来なくなる可能性を示唆するなどして同組合から脱退するよう働き掛けているのであるから、支店長の X 1 に対する平成30年11月11日及び12日における発言（以下「本件行為」という。）は、組合の運営に干渉し組合を弱体化させる行為であるといえる。

本件行為を行ったのは支店のトップである支店長である。そして、支店長がバスの運転手である X 1 と業務上の不祥事に関して話をする中で、X 1 が組合を脱退しなければいけない理由について、会社がそういう方針だからなどと述べていることからすれば、支店長の本件行為は、会社の意を体してなされたものであったといえることができる。したがって、支店長による本件行為は、会社による組合の運営に対する支配介入に当たる。

ウ 救済の利益

本件申立てについて救済の利益は認められる。

15 J 事件（分離命令）（元不82、3.9.16終結、却下）

(1) 事件の概要

本件は、会社の支店長が、X 1 に対し、組合の脱退届を提出するならば不祥事を握り潰すなどと発言したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを却下する。

(3) 判断の要旨

組合は、第2回調査期日以降、自らが委任した代理人（以下「本件代理人」という。）からの問合せに対して明確な回答をせず、本件代理人辞任後の第4回調査期日以降も、事前の連絡もなく全ての調査期日を欠席しており、当委員会からの再三の意向確認の問合せに対しても明確な回答をしなかったことから、もはや本件申

立てを維持する意思を放棄したものと認めざるを得ない。

16 S事件（元不33、3.9.29終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①30年5月2日に中労委において組合及び会社が受諾した本件和解勧告書について、会社が履行しなかったこと、②30年5月30日、7月11日、9月5日、11月13日及び31年1月25日の団体交渉における会社の対応、③会社がX1の連絡先をマネージャー名簿に記載しなかったこと、法人設立30周年記念式典における会社のX1及びX2に対する取扱い等、④30年7月16日に会社がX3に対して行った注意指導が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

- ア 文書交付
- イ 履行報告
- ウ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 本件和解勧告書について

会社が本件和解勧告書を履行しなかったとは認められず、他に組合員であることを理由として兩名を不利益に取り扱った事情も認められないから、会社の本件和解勧告書についての対応は組合員に対する不利益取扱い及び組合運営に対する支配介入には当たらない。

イ 30年5月30日、7月11日、9月5日、11月13日及び31年1月25日の団体交渉における会社の対応について

- (ア) 第43回団体交渉（30年5月30日）において、会社は、組合の要求に対し何らかの形で伝えると答え、その後「回答書」により回答し、一定の資料を示して経営状態の概要を説明しており、組合は、それ以上の資料要求等を行っていないのであるから、会社の対応が不誠実な団体交渉に当たるとまではいえず、組合に対する支配介入にも当たらない。

- (イ) 第44回団体交渉（7月11日）において、会社は、X2の工場顧問就任の通知について、会社が業務上の必要に応じて行うもので、組合が指摘したり要求したりする事柄ではないとの態度に終始した。しかし、就任通知は、本件和解勧告書に明記された労使合意事項と解すべきであり、会社の業務上の必要だけでなく、両名の名誉回復を図り、新設の職に就く両名の業務が円滑に進むよう配慮する趣旨も含めて本件和解勧告書に記載されたものとみるのが相当であるから、会社は誠実に交渉に応じなければならないというべきであり、会社の対応は不誠実な団体交渉に当たるといわざるを得ないが、支配介入に当たるとまではいえない。
- (ウ) 第45回団体交渉（9月5日）における、「やると言わなかったら懲戒する。」、「組合が言うことを聞かないからだ。」などの発言、X3に対する注意指導についての「住居侵入罪である」、「マネージャーの適性はない」などの発言を行った会社の対応が不誠実な団体交渉に当たるとまではいえないし、組合に対する支配介入にも当たらない。
- (エ) 第46回団体交渉（11月13日）において、会社は、X1の要望に対して応じる旨回答しているといえ、X1がその後も繰り返し要望したことに対する会社の発言の内容は不誠実な団体交渉に当たるとまではいえないし、組合に対する支配介入にも当たらない。
- (オ) 第48回団体交渉（31年1月25日）において、組織図に特任マネージャー及び工場顧問の記載がない理由についての会社の説明が誠実さを欠くとまではいえず、会社の対応が不誠実な団体交渉にも組合に対する支配介入に当たるとまではいえない。
- ウ 会社がX1の連絡先をマネージャー名簿に記載しなかったこと、法人設立30周年記念式典における会社のX1及びX2に対する取扱い等について
- (ア) X1の連絡先をマネージャー名簿に記載しなかったことに

ついて、X 1 が組合員であることを理由としたものであること
の具体的な疎明はないから、X 1 に対する不利益取扱い又は
組合運営に対する支配介入に当たるとまではいえない。

- (イ) 法人設立30周年記念式典について、会社が、意図的に両名
に対して業務指示をしなかったことなどを認めるに足りる具
体的な疎明はなく、他に会社が両名に対し組合員であること
を理由として差別的に取り扱ったとの事情も認められないか
ら、会社の対応が両名に対する不利益取扱い又は組合に対す
る支配介入に当たるとまではいえない。

エ 会社がX 3 に対して行った注意指導について

会社が勤務日以外に店舗を訪れてカーテンの設置を行ったX
3 に対して注意指導をしたことに理由がないとはいえないから、
会社のX 3 に対する注意指導はX 1 に対する不利益取扱い又は
組合運営に対する支配介入に当たるとまではいえない。

17 N事件（元不48、3.9.29終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、会社が、組合の31年2月1日付団体交渉申入れに応
じなかったことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立て
のあった事件である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

訴訟を通じて雇止めの際のX に対する会社の説明の経緯が明
らかにされ、その説明内容も踏まえた上で同人に対する雇止め
が適法であることは最高裁判決によって確定している。そして、
本件団体交渉申入れ時に、X と会社との間において未精算の労
働問題等は存在しておらず、また、同人以外に会社で就労する
組合員はいなかった。

したがって、組合は、31年2月1日付けで申し入れた団体交
渉事項について労働組合法第7条第2号の「使用者が雇用する

労働者の代表者」であるとはいえず、会社がこの申入れに応じなかったことが正当な理由のない団体交渉拒否に当たるとはいえない。

18 K事件（29不87、3.11.10終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、①X 1、X 1の孫請業者、X 2親子及びX 3が、会社との関係で労組法上の労働者であり、②会社が、組合員であるX 1及びX 1の孫請業者並びにX 2親子に発注する業務量を減少させたこと、③組合が29年7月13日付け、9月11日付け及び30年2月7日付けで行った団体交渉の申入れに対する会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 本件での主張及び提出された証拠からすると、X 1、X 2、X 3ら下請業者は、会社の事業モデルに組み込まれていたが、報酬の労務対価性は希薄なもので、孫請業者等を活用することにより自ら受注量を調整することが可能で、受注内容に従った納期等の時間的な拘束はあったにせよ、受注した業務を孫請業者等との間で自由に割り振りして時間を調整する自由もあり、受注しない自由もあった。また、会社からの報酬がこの種の業種の労働者の賃金と比較して低額といった事情もなく、自己の経営判断で活用した孫請業者等に対する報酬の分配方法について、会社から何の干渉も受けていなかった。これら諸事情を総合的に考慮すると、X 1、X 2及びX 3が、会社との関係で、労組法上の労働者に当たるとするのは困難である

イ X 1の孫請業者とX 2の子の業務を支配、管理しているのはX 1やX 2であり、会社は孫請業者等の業務内容やその条件について部分的にも支配、管理を及ぼしているとはいえない

いのであるから、会社は、X 1 の孫請業者やX 2 の子との関係において、労組法上の使用者とは認め難い。したがって、本件において、X 1 の孫請業者やX 2 の子の労組法上の労働者性を論ずるまでもない。

ウ 以上のとおり、X 1、X 2 及びX 3 は、会社との関係で労組法上の労働者であるとは認め難く、また、会社は、X 1 の孫請業者及びX 2 の子の使用者ともいい難いのであるから、その余の点について判断するまでもなく、本件で不当労働行為が成立する余地はない。

19 N事件（30不44、3. 11. 10終結、一部救済）

(1) 事件の概要

本件は、①協力会技術者が労組法上の労働者に当たり、②組合の1月31日付団体交渉申入れに対する会社の3月16日、4月12日及び5月23日の対応、③本件要求書に対する6月19日の会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が会員規則を議題とする団体交渉を申し入れたときは、これに誠実に応じなければならない。

イ 文書交付

ウ 履行報告

エ その余の申立ての棄却

(3) 判断の要旨

ア 協力会技術者は、①会社からの顧客の紹介に対しては依頼に応ずべき関係にあったとはいえ、また、②業務遂行の方法や日時等について受ける拘束の程度は、広い意味での指揮監督下に置かれているとか、一定の時間的場所的拘束を受けていると認めるに足りるものとはいえないが、③会社の事業遂行に不可欠な労働力として会社の事業組織に組み入れられており、④会社が業務提携契約の内容及び業務委託契約の内

容を一方的・定型的に決定しているということができ、⑤協力会技術者が得る支援報酬及び月次点検手数料は、会社への労務の提供に対する対価としての性格を有するものということができ、⑥緊急応動については、業務の依頼に応ずべき関係にあったといえる一方、⑦顕著な事業者性は認められない。以上の事情を総合的に勘案すれば、本件協力会技術者は、会社との関係において、労組法上の労働者に当たると解するのが相当である。

イ 競業制限、システムサービス契約終了後の業務委託契約、報酬及び保安管理業務の報酬の請求を議題とする協議における会社の対応は、不誠実な団体交渉に当たらない。

会則を議題とする協議における会社の対応は、会社が十分に説明を尽くしたとはいえないのであるから、不誠実な団体交渉に当たるが、支配介入に当たるとまではいえない。

20 N事件（元不39、3.11.24終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、組合の要求書に対する会社の対応が、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

ア 会社が組合加入を認識していた乙号事務労働者は全員東京法務局に所属していた中で、東京支社の担当者を交渉窓口とする会社の対応は、東京支社の権限や同支社が団体交渉を担当することに係る説明の内容からみて、それ相応な対応であるといえる。したがって、会社の上記対応が団体交渉拒否であったということとはできない。

イ 会社は、団体交渉開催場所について、当初は外部施設の利用と費用の折半を提案しているものの、組合の要求に応じて本社の会議室で応ずる姿勢をみせている。そして、会社は、今

後については団体交渉で協議したいと求めているが、このことは、会社が今後の団体交渉ルールについて協議することを提案しているにすぎない。したがって、上記対応により会社が団体交渉開催を引き延ばしているとはいえず、会社の対応が団体交渉拒否に当たるとはいえない。

21 M事件（30不18、3.12.9終結、棄却）

(1) 事件の概要

本件は、病院が、組合らに対し、週当たりの勤務時間数の見直しを提案するに当たり、その内容について秘密を保持することについての同意書の提出を求めたことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

本件申立てを棄却する。

(3) 判断の要旨

病院が、組合らに対し、本件同意書の提出を求めたことには、相応の理由があったといえることができる。加えて、病院は、再任用短時間勤務職員の勤務時間についての交渉経過を踏まえて、本件提案を病院内部で正式決定するより前に組合らとの団体交渉の機会を持つようとしていたとみるのが相当であり、そのような対応が、組合らを見下したり、組合らを団体交渉から排除したなどと評価することはできない。

したがって、病院が、組合らに対し、本件提案に当たって本件同意書の提出を求めたことは、組合運営に対する支配介入に当たるといえることはできない。

22 M事件（30不95、3.12.9終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、法人が、①X 1 に対して30年2月26日付訓告書の措置を行ったこと、②30年3月31日にX 1 を雇止めにしたこと、③X 2 を定年退職後に継続雇用しなかったこと、④X 3、X 4、

X 5、X 6 及び X 7 の31年度の担当教科の授業時間数を前年度のそれから削減したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

ア 30年2月26日付訓告書の措置をなかったものとして取り扱うこと。

イ X 1 との雇用契約を30年4月1日以降更新したものとして取り扱い、同人を原職又は原職相当職へ復帰させるとともに、復帰させるまでの間の賃金相当額を支払うこと。

ウ X 2 を、31年2月20日付けで再雇用し、令和2年2月20日付け及び3年2月20日付けで雇用契約を更新したものとして取り扱い、同人を復帰させるとともに、復帰するまでの間の賃金相当額を支払うこと。

エ X 3、X 4、X 5、X 6 及び X 7 の各担当教科の授業時間の割当てについて、非組合員と差別的な取扱いをすることにより、同人らを不利益に取り扱い、組合の運営に支配介入しないこと。

オ 文書交付及び掲示

カ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア X 1 に対する30年2月26日付訓告書の措置について

X 1 に対する30年2月26日付訓告書の措置は、法人が、組合を嫌悪し、X 1 が組合員であることを理由に不利益に取り扱い、同時に組合の弱体化を企図して行ったものであったといわざるを得ず、不利益取扱い及び支配介入に当たる。

イ X 1 の雇止めについて

X 1 の雇止めは、法人が、組合員であるX 1 を嫌悪し、同人が無期転換申込権を行使して無期雇用の教員となる前に学校から排除し、同人や組合の影響力を弱体化させるために行ったとみざるを得ず、不利益取扱い及び支配介入に当たる。

ウ X 2 の継続雇用拒否について

法人がX2を継続雇用しなかったのは、組合員である同人を嫌悪し、同人を学校から排除し、同人や組合の影響力を排除するためであったといえ、不利益取扱い及び支配介入に当たる。

エ 31年度の担当教科の授業時間数の削減について

法人が、X3、X4、X5、X6及びX7の31年度の担当教科の授業時間数を前年度から減らしたことは、組合員を嫌悪し、組合員が生徒と接する機会を減らすために行ったものと認められ、不利益取扱い及び支配介入に当たる。

23 A事件（31不11、3.12.9終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、元年8月16日、会社が、申立外労働組合との間で、ユニオン・ショップ協定とチェック・オフ協定を主な内容とする「基本労働協約」（以下「本件協約」という。）を締結したことが、不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

ア 文書交付及び掲示

イ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア ユニオン・ショップ協定について

組合と別組合に対する会社の対応の違いは不自然であって、組合を疎んじて別組合を優遇する会社の姿勢がうかがわれることも併せ考えれば、会社は、組合と別組合とを等しく尊重する対応をせず、組合を疎んじて別組合を優遇する対応を取った結果、組合の組織運営に深刻な影響を及ぼす別組合とのユニオン・ショップ協定の締結に至ったものとみることができ、このような会社の対応は、中立保持義務に反するとともに、組合の組織運営に深刻な影響を及ぼす支配介入に当たる。

イ チェック・オフ協定について

上記のとおり、会社は、ユニオン・ショップ協定を含む本件協約の締結に当たり、二つの組合を等しく尊重せず、組合を疎んじて別組合を優遇する対応を取ることであり、別組合とのユニオン・ショップ協定の締結に至ったものである。チェック・オフ協定も、本件協約の一部として締結されていることからして、一体の行為とみるのが相当であり、チェック・オフ協定についてみれば労基法第24条第1項ただし書の規定に沿った対応であったとしても、会社が、本件協約を締結したことは、チェック・オフ協定の締結も含めて組合の組織運営に対する支配介入に当たるといふべきである。

24 Z事件（団体交渉）（元不53、3.12.9終結、全部救済）

(1) 事件の概要

本件は、組合が、元年6月24日付けで申し入れた、未払残業代等に係る団体交渉に、会社が応じなかったことが不当労働行為に当たるとして、救済申立てのあった事案である。

(2) 主文の要旨

ア 会社は、組合が元年6月24日付けで申し入れた団体交渉に誠実に応じなければならない。

イ 文書の掲示

ウ 履行報告

(3) 判断の要旨

ア 本件申立てについて

申立人組合は労組法に適合する労働組合であり、本件申立ては、その意思に基づいて行われた同法の趣旨に沿うものであり、権利濫用には該当しない。

イ 本件団体交渉申入れに会社が応じなかったことについて

(ア) 組合内において懲戒解雇後のX1の組合員資格や同人が中央執行委員長であることが特段問題視されていなかった本件団体交渉申入れの時点で、そのほかに、組合がX1を代表者として団体交渉を行う立場にあることを疑うに足り

る具体的な事情はないから、本件団体交渉申入れが中央執行委員長 X 1 名義でなされたことは、会社が団体交渉を拒否する正当な理由にはならない。

- (イ) 本件団体交渉申入れで組合が求めたのは「組合に対する不当労働行為の件」と「未払い残業代に関する件」であり、その理由として「組合に対する度重なる不当労働行為に対しての抗議の為」、「未払い残業代について確認する為」としており、これらの要求事項は、組合と会社との集团的労使関係に関わることや組合員の労働条件に関わることであり、会社が処分可能なことであるから、義務的団体交渉事項に該当し、本件労働協約第36条で規定された団体交渉事項にも該当する。
- (ウ) 以上のとおり、会社が、本件団体交渉申入れに応じなかったことに正当な理由は認められないのであるから、会社の対応は、正当な理由のない団体交渉拒否に当たる。

第3節 再審査事件の概況

1 再審査事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和3年中の再審査事件係属件数は、前年からの繰越31件と新規申立て20件を合わせた51件で、そのうち、令和3年12月末までに、12件が終結した(第9表)。

2 再審査事件の終結状況

終結した12件は、棄却が2件、一部変更が2件、和解認定が5件、取下が3件であった(第9表)。

第9表 再審査事件一覧

(1) 前年からの繰越事件 (31件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	T事件	3不52 H3.11.6 H8.8.20	1・2・3 全部救済	8不再29 H8.9.2 係属中	使 1・2・3
2	E事件 (19年度一時金等)	20不59 H20.7.10 H22.8.26	1・3 棄却	22不再46 H22.9.3 R3.5.13	労 1・3 棄却
3	E事件 (21年度一時金等)	23不14 H23.2.4 H27.2.16	1・2・3 棄却	27不再10 H27.2.25 係属中	労 1・2・3
4	E事件 (再雇用)	23不31 H23.3.30 H28.3.28	1 棄却	28不再15 H28.4.5 係属中	労 1
5	K事件 (K労組)	28不17 H28.2.19 H30.7.23	1・2・3 一部救済	30不再34 H30.7.25 R3.2.2	使 1・3 和解認定
6				30不再38 H30.8.6 R3.2.2	労 1 和解認定
7	B事件	27不93 H27.10.13 H30.9.10	1・2・3 一部救済	30不再45 H30.9.20 R3.9.13	使 1・2 一部変更
8				30不再46 H30.9.25 R3.9.13	労 1・2・3 一部変更
9	A事件	30不24 H30.3.30 R1.6.10	2・3 全部救済	元不再25 R1.6.17 係属中	使 2・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
10	U事件(団体交渉)	29不32 H29.4.24 R1.7.10	2 棄却	元不再31 R1.7.22 係属中	労 2
11	T事件	29不82 H29.11.6 R1.7.23	1・3 全部救済	元不再32 R1.7.25 R3.7.20	使 1・3 棄却
12	K事件	29不15 H29.2.17 R1.7.31	2 全部救済	元不再34 R1.8.7 R3.7.28	使 2 和解認定
13	M事件	29不3 H29.1.13 R1.8.21	2・3 全部救済	元不再37 R1.8.27 係属中	使 2・3
14	J事件	29不51 H29.7.14 R1.9.4	2 全部救済	元不再44 R1.9.18 係属中	使 2
15	S事件	27不94 H27.10.13 R1.9.25	1・3 一部救済	元不再50 R1.10.7 係属中	労 1・3
16	G事件	28不85 H28.12.8 R1.10.23	1・3 一部救済	元不再56 R1.10.30 係属中	使 3
17	C事件	28不67 H28.9.29 R1.11.13	1・3 全部救済	元不再59 R1.11.15 係属中	使 1・3
18	G事件	28不95 H28.12.19 R1.11.6	1・3 一部救済	元不再63 R1.11.20 係属中	使 1・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
19	Z事件	29不79 H29.10.30 R2.2.5	1・3・4 全部救済	2不再2 R2.2.13 係属中	労 1・3・4
20				2不再5 R2.2.18 係属中	使 1・3・4
21	A事件	29不71 H29.9.29 R2.2.20	1・2・3 一部救済	2不再8 R2.3.2 R3.4.6	労 1・2・3 和解認定
22	W事件	30不93 H30.12.17 R2.3.4	2・3 全部救済	2不再9 R2.3.6 係属中	使 2・3
23	D事件	29不2 H29.1.5 R2.3.11	1・3・4 棄却	2不再12 R2.3.18 R3.2.22	労 1・3・4 和解認定
24	J事件	28不86 H28.12.12 R2.3.26	2 棄却	2不再15 R2.4.3 係属中	労 2
25	N事件	29不35 H29.5.8 R2.4.8	1・2 一部救済	2不再19 R2.4.20 係属中	労 1
26				2不再20 R2.4.21 係属中	使 2
27	P事件	30不67 H30.9.27 R2.6.17	2 全部救済	2不再26 R2.7.1 R3.4.15	使 2 取下
28	G事件	30不76 H30.10.12 R2.8.19	2・3 却下	2不再33 R2.9.2 R3.6.28	労 2・3 取下

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
29	J事件	27不71 H27.7.31 R2.9.17	1・2・3 一部救済	2不再36 R2.9.30 係属中	使 1・2・3
30				2不再37 R2.9.30 係属中	労 1・3
31	A事件	30不87 H30.11.14 R2.11.26	1・2・3 一部救済	2不再55 R2.12.3 R3.1.18	使 1・2・3 取下

(2) 令和3年の申立事件 (20件)

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
1	A事件	31不25 H31.3.25 R3.3.11	2・3 一部救済	3不再9 R3.3.22 係属中	使 2
2	K事件	元不44 R1.6.3 R3.3.11	2・3 全部救済	3不再10 R3.3.22 係属中	使 2・3
3	J事件(分離命令)	29不30 H29.4.18 R3.3.25	1 棄却	3不再11 R3.4.5 係属中	労 1
4	D事件	31不6 H31.1.30 R3.4.8	1・2・3 棄却	3不再13 R3.4.19 係属中	労 1・2・3
5	A事件	31不5 H31.1.29 R3.6.30	2 全部救済	3不再19 R3.7.13 係属中	使 2
6	W事件	30不46 H30.6.26 R3.7.8	2 棄却	3不再21 R3.7.19 係属中	労 2
7	N事件	元不63 R1.8.21 R3.7.15	2・3 一部救済	3不再22 R3.7.26 係属中	使 3
8				3不再23 R3.7.29 係属中	労 2・3
9	S事件	元不41 R1.5.27 R3.7.28	1・3 棄却	3不再26 R3.8.11 係属中	労 1・3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
10	N事件	2不25 R2.2.10 R3.8.18	2 一部救済	3不再30 R3.8.25 係属中	使 2
11	J事件	元不82 H31.1.11 R3.9.16	3 全部救済	3不再35 R3.9.29 係属中	使 3
12	S事件	元不33 R1.5.15 R3.9.29	1・2・3 一部救済	3不再36 R3.9.30 係属中	労 1・2・3
13				3不再40 R3.10.13 係属中	使 2
14	N事件(再雇用団交)	元不48 R1.6.20 R3.9.29	2 棄却	3不再39 R3.10.12 係属中	労 2
15	N事件	30不44 H30.6.19 R3.11.10	2・3 一部救済	3不再43 R3.11.17 係属中	使 2
16	K事件	29不87 H29.11.28 R3.11.10	1・2・3 棄却	3不再44 R3.11.24 係属中	労 1・2・3
17	N事件	元不39 R1.5.27 R3.11.24	2 棄却	3不再45 R3.12.6 係属中	労 2
18	A事件	31不11 H31.2.12 R3.12.9	3 全部救済	3不再48 R3.12.13 係属中	使 3

順次	事件名	都労委		中労委	
		事件番号 申立年月日 終結年月日	該当号別 終結区分	事件番号 申立年月日 終結年月日	申立人別 該当号別 終結区分
19	Z事件(団体交渉)	元不53 R1.7.4 R3.12.9	2 全部救済	3不再49 R3.12.17 係属中	使 2
20	M事件	30不95 H30.12.18 R3.12.9	1・3 全部救済	3不再52 R3.12.22 係属中	使 1・3

第4節 行政訴訟事件の概況

1 行政訴訟事件の係属状況

当委員会の発した命令に係る令和3年中の行政訴訟事件係属状況は、第10表、第11表のとおりである。

第10表 行政訴訟事件の係属状況

裁判所	係属件数(うち新規)	終結件数
東京地方裁判所	4(1)	3
東京高等裁判所	1(1)	1
最高裁判所	0	0

2 緊急命令申立事件

令和3年中に、労働組合法第27条の20の規定に基づいて新たに緊急命令申立てを行った事件はなかった。

3 確定命令不履行通知

当委員会の発した救済命令のうち、令和3年中に確定した命令は11件であり、労働組合法第27条の13に基づいて新たに確定命令不履行の通知を行った事件は1件であった。

当委員会は、 P 事件(2不16)について、3年2月10日付けで水戸地方裁判所土浦支部に不履行通知を行った。

第11表 行政訴訟事件一覽

(1) 東京地方裁判所係属事件 (4件)

順次	事件名 都労委事件番号 終結年月日 終結区分	地裁事件番号 提起人	提起年月日 終結年月日	結果	訴訟代理人 指定代理人
1	S事件 30不12 R2.1.8 一部救済	2<行ウ>44 使	R2.2.6 R3.2.22	棄却	卷淵 水野 楠本 恩田
		2<行ク>150 緊急命令申立 都労委	R2.7.20 R3.2.22	全部認容	
2	A事件 29不71 R2.2.20 一部救済	2<行ウ>104 使	R2.3.19 R3.4.23	訴え取下	石黒 新宅 楠本 小野
3	K事件 29不18 R2.4.15 全部救済	2<行ウ>177 使	R2.4.30 R4.1.26	棄却	近藤 中村 種村 安田
4	A事件 (資料配布) 31不3 R3.8.18 全部救済	3<行ウ>379 使	R3.9.16 係属中	—	三木 新宅 梶原 平野

(2) 東京高等裁判所係属事件 (1件)

順次	都労委	東京地方裁判所		東京高等裁判所		結果	訴訟代理人 指定代理人
	事件名 事件番号 終結年月日 終結区分	事件番号 提起人	提起年月日 終結年月日 結果	事件番号 控訴人	控訴年月日 終結年月日		
1	S事件 30不12 R2.1.8 一部救済	2<行ウ>44 使	R2.2.6 R3.2.22 棄却	3<行コ>65 使	R3.3.4 R3.10.13	棄却	卷淵 水野 楠本 恩田

第3章 労働組合の資格審査等

第1節 労働組合の資格審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和3年中に取り扱った労働組合の資格審査は396件で、このうち前年からの繰越が249件、新規係属が147件であった(資料<統計表>第39表)。

(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は40件増加し、新規係属件数は16件減少した(資料<統計表>第39表)。

2 新規係属状況

(1) 係属事由

新規係属147件を係属事由別にみると、不当労働行為救済申立てに伴うものが120件、法人登記のためのものが18件、委員推薦のためのものが5件、労働者供給事業のためのものが4件であった(資料<統計表>第41表)。

(2) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和3年の全国都道府県労委の新規係属総件数は418件であり、前年より52件減少した。

当委員会に係属した新規件数147件を全国比で見ると35.2%となり、前年より0.5ポイント増加した(資料<統計表>第40表)。

3 終結状況

(1) 終結件数

令和3年中の取扱件数396件のうち、127件が終結した。終結件数は、前年より20件増加した(資料<統計表>第39表)。

(2) 終結区分

終結した127件を終結区分別にみると、資格あり52件、打切74件、取下1件となっている(資料<統計表>第39表)。

(3) 係属事由別終結状況

終結状況を係属事由別にみると、①不当労働行為救済申立てに係るものは103件で、うち資格ありが29件、本案の和解成立ないし和解以外の取下に伴う打切が74件、②法人登記に係るものが14件で、資格ありが13件、取下が1件、③委員推薦に係るものでは資格ありが5件、④労働者供給事業に係るものでは資格ありが5件となっている(資料<統計表>第42表)。

第2節 労働関係調整法第37条違反被疑事件

令和3年中に取り扱った事件はなかった。

第3節 認定告示

令和3年中に、地方公営企業労働関係法第5条第2項の規定に基づいて、労働組合法第2条第1号に規定するいわゆる非組合員の範囲の認定手続の開始を決定した事件は1件であり、申請どおり認定し、これを告示した(第12表)。

第12表 認定告示一覧

事件番号	申出者	申出年月日 申出事由	認定手続 開始日	認定手続 終了日	認定 内容	告示年月日 告示番号
3認1	東京都 水道局	R3.5.17 組織改正	R3.5.25 (1771回)	R3.7.6 (1774回)	申請 どおり	R3.8.10 3告示第3号 東京都公報 第17195号

※「認定手続開始日」及び「認定手続終了日」欄の()内は、公益委員会議の回数である。

第4章 組織・運営

第1節 組織

1 委員会

(1) 委員

当委員会は、公・労・使各側13名の委員で構成されており、会長1名と会長代理2名を置いている（令和3年12月31日現在。巻末委員名簿参照）。

(2) あっせん員候補者

当委員会は、労働争議の解決に援助を与えるため、あっせん員候補者を次の基準によって委嘱している。すなわち、①現に委員の職にある者及び退任後1年以内の者、②事務局職員のうち管理職員全員及び審査調整課課長代理（調整担当）の職にある者並びに事務局職員としてあっせん員候補者に委嘱されたことのある再任用の職員、③現に東京都産業労働局雇用就業部長、同部労働環境課長、同部連絡調整担当課長、労働相談情報センター所長及び各労働相談情報センター事務所長の職にある者である（巻末あっせん員候補者名簿）。

(3) 特別調整委員

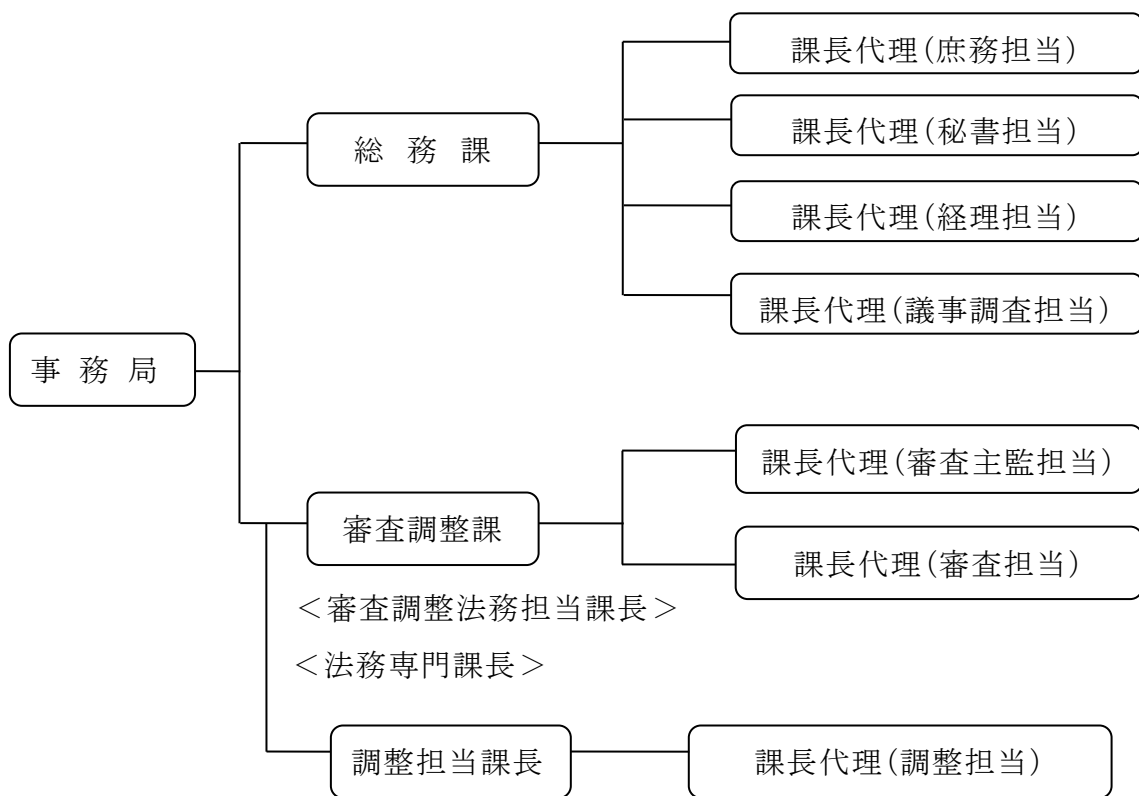
当委員会は、特別調整委員は置いていない。

2 事務局

当委員会では、その事務を整理するため、事務局が設置されている。

その組織は、当委員会の創設以来、いくたびか改変されてきたが、現在の組織は平成28年4月1日付けで改正されたもので、以下のとおりである。

なお、令和3年12月31日現在の職員定数は38名である。



第2節 運営

1 内部会議

(1) 総会

委員全員からなる会議で、原則として毎月第1・3火曜日に、定例的に開催している。令和3年は20回開催し、これにより昭和21年3月7日の第1回総会から数えて、年内に1,875回を迎えた。

(2) 公益委員会議

労働組合法第24条の2第2項及び第3項の規定によって、公益委員だけで行う会議であり、当委員会では委員の申合せにより、原則として定例総会の日、総会に先立って開催することとしている。令和3年には20回開催し、昭和24年7月16日の第1回公益委員会議から数えて、年内に1,783回を迎えた。

2 連絡協議会及び連絡会議

令和3年に開催された連絡協議会及び連絡会議の概要は以下のとおりである。

(1) 全国労働委員会関係

ア 第76回全国労働委員会連絡協議会総会

(11月18日～19日・中労委)

議題1 労働委員会における口外禁止条項の取扱いについて

議題2 労働委員会におけるデジタル化に向けた現状と課題について

議題3 被申請者のあっせん不応諾に対する説得について

講演 雇用類似の働き方と労使関係

講師：元中央労働委員会会長代理 鎌田耕一氏

イ 全国労働委員会公益委員連絡会議 (11月18日・中労委)

議題1 労働委員会命令取消訴訟の動向と留意点～最近の初審命令取消訴訟、再審査命令取消訴訟を素材に～

議題2 新型コロナウイルス感染症2年目～休業・解雇等とテレワークを中心に～

ウ 全国労働委員会事務局調整主管課長会議 (11月25日・中労委)

議題1 調整業務の運営について

議題2 都道府県労働委員会事務局からの事例報告

議題3 都道府県労働委員会事務局からの業務報告

エ 全国労働委員会事務局審査主管課長会議 (11月25日・中労委)

議題1 新型コロナウイルス感染症の予防に配慮した調査・審問の実施に係る取組と課題 (ウェブ会議による調査の実施、審問の公開における配慮を含む)

議題2 資格審査を巡る諸課題

議題3 押印廃止の実務への影響

(2) 14都道府県労働委員会関係

ア 14都道府県労働委員会公益委員会議

(文書による議決・静岡県)

議題1 指定管理者又は事業受託先の労働者との間での地方公共団体の使用者性について

議題2 組合間の不平等取扱いについて

議題3 不当労働行為事件におけるオンラインによる調査手続について

議題4 不当労働行為事件の被申立人が所在不明になるとともに、会社の破産手続開始の決定がなされた場合の破産管財人への団交応諾命令について

イ 14都道府県労働委員会使用者委員会議

(文書による議決・千葉県)

討議テーマ1 労働組合法上の労働者性について

討議テーマ2 コロナ禍（大規模自然災害時含む）における調整・審査の留意点および工夫点

講演 「労働組合が果たす『労務管理機能』の法的意義」再考
講師：千葉県労働委員会使用者委員 平川宏氏

ウ 14都道府県労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・京都府)

議題1 労委規則第41条の2の改正（答弁書の提出期限延長）への対応について

議題2 都道府県労働委員会の実施する個別労働関係紛争に係るあっせんの対象としない紛争等について

(3) 関東ブロック労働委員会関係

ア 第146回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(5月18日・静岡県)

議題1 労働争議の調整事件及び個別的労使紛争のあっせん

事件において被申請者から参加不応諾の意思が示された場合の対応について

議題 2 労働局における個別労働関係紛争処理制度の概要及び労働委員会との連携に関する現状と課題

協議事項 関東ブロック労働委員会三者連絡協議会の活性化に係る協議事項の提案について

イ 第147回関東ブロック労働委員会三者連絡協議会

(9月14日・茨城県)

議題 1 不誠実団交と継続する行為について

議題 2 パワーハラスメント防止対策の法制化における労働委員会の役割について

ウ 第85回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(文書による議決・静岡県)

議 題 元組合員が被申立人側補佐人として申請された場合の対応について

エ 第86回関東ブロック労働委員会公益委員連絡会議

(文書による議決・茨城県)

議 題 不当労働行為事件における和解勧試の時期や事情、公益委員の役割等について

オ 関東ブロック労働委員会事務局長連絡会議

(文書による議決・千葉県)

議題 1 令和4年度における関東ブロック労働委員会諸会議開催計画について

議題 2 関東ブロック労働委員会事務局長連絡幹事の選任について

第 2 部 資 料

<統計表>

1 労働争議の調整

第1表 調整事件取扱件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成24	25	26	27	28
取扱件数	171	(1) 131	120	97	103
前年繰越	47	25	34	10	16
新規開始	124	(1) 106	86	87	87
終結件数	146 [100.0]	(1) 97 [100.0]	110 [100.0]	81 [100.0]	87 [100.0]
解決	81 [55.5]	43 [44.3]	50 [45.5]	43 [53.1]	39 [44.8]
取下	10 [6.8]	22 [22.7]	21 [19.1]	10 [12.3]	14 [16.1]
打切	55 [37.7]	(1) 32 [32.0]	39 [35.5]	28 [34.6]	33 [37.9]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	59.6	57.3	56.2	60.6	54.2
終結率	85.4	74.0	91.7	83.5	84.5
次年繰越	25	34	10	16	16

注1) ()内数字は、調停件数で内数。

2) 解決率=解決件数/取下・移管を除く終結件数×100

3) 28年の終結件数には、中央労働委員会に移管したもの1件が含まれている。

第2表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
東京都	73	60	48	56	83
全国	279	240	203	227	233
比率	26.2	25.0	23.6	24.7	35.6

(第1表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
取扱件数	89	83	69	72	(1) 94
前年繰越	16	23	21	16	11
新規開始	73	60	48	56	(1) 83
終結件数	66 [100.0]	62 [100.0]	53 [100.0]	61 [100.0]	(1) 67 [100.0]
解決	25 [37.9]	26 [41.9]	19 [35.8]	19 [31.1]	32 [47.8]
取下	12 [18.2]	8 [12.9]	7 [13.2]	6 [9.8]	7 [10.4]
打切	29 [43.9]	28 [45.2]	27 [50.9]	36 [59.0]	27 [40.3]
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-
解決率	46.3	48.1	41.3	34.5	54.2
終結率	74.2	74.7	76.8	84.7	71.3
次年繰越	23	21	16	11	27

注4) 終結率=終結件数/取扱件数×100

5) 3年の終結件数には、埼玉県労働委員会に移管したものの1件が含まれている。

第3表 1件当たり対象労働組合員数

(単位:件、人)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
新規件数	73	60	48	56	83
労働組合員数	57,997	48,545	38,522	40,366	85,106
1件当たり労働組合員数	806	837	856	748	1,105

注) 1件当たり労働組合員数は労働組合員数不明事件を除いたものの平均。

第4表 調整開始事由別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総数	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]
組合	61 [83.6]	53 [88.3]	41 [85.4]	45 [80.4]	70 [84.3]
使用者	8 [11.0]	7 [11.7]	5 [10.4]	11 [19.6]	10 [12.1]
双方	4 [5.5]	-	2 [4.2]	-	3 [3.6]
職権	-	-	-	-	-

第5表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総数	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]
有	50 [68.5]	46 [76.7]	39 [81.3]	37 [66.1]	65 [78.3]
無	23 [31.5]	14 [23.3]	9 [18.8]	19 [33.9]	18 [21.7]

第6表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成29	30	令和元	2	3
総数		50 [100.0]	46 [100.0]	39 [100.0]	37 [100.0]	65 [100.0]
連合		16 [32.0]	11 [23.9]	18 [46.2]	12 [32.4]	23 [35.4]
	J A M	-	-	-	1	1
	J E C 連合	-	-	-	-	-
	情報労連	1	-	2	-	2
	UAゼンセン同盟	-	1	1	-	-
	私教組	-	-	-	-	-
	連合ユニオン	1	-	1	2	-
	全国ユニオン	12	8	13	7	19
	その他	2	2	1	2	1
全労連		21 [42.0]	18 [39.1]	9 [23.1]	9 [24.3]	15 [23.1]
	日本医労連	2	2	-	1	-
	建交労	-	-	-	-	-
	全国一般	6	5	3	4	3
	全印総連	-	-	-	-	-
	私教連	3	2	3	-	-
	J M I T U	1	1	2	1	1
	民放労連	-	-	-	1	-
	自交総連	-	-	-	-	1
	全労連自治労連	6	2	-	1	-
	その他	3	6	1	1	10
上記以外		13 [26.0]	17 [37.0]	12 [30.8]	16 [43.2]	27 [41.5]
全 労 協	全国一般東京労組	1	3	1	1	1
	国鉄労組	-	-	-	-	-
	その他	6	6	9	5	20
	出版労連	-	1	-	-	1
	航空連	2	2	-	1	-
	新聞労連	-	-	2	-	-
	その他	4	5	-	9	5

第7表 組合・企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年	平成29	30	令和元	2	3
組 合	総 数		73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]
	都内	23 区	71 [97.3]	53 [88.3]	44 [91.7]	49 [87.5]	77 [92.8]
		市・町・村	2 [2.7]	4 [6.7]	4 [8.3]	5 [8.9]	3 [3.6]
		都 外	-	3 [5.0]	-	2 [3.6]	3 [3.6]
企 業	総 数		73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]
	都内	23 区	53 [72.6]	51 [85.0]	34 [70.8]	43 [76.8]	68 [81.9]
		市・町・村	6 [8.2]	6 [10.0]	5 [10.4]	8 [14.3]	2 [2.4]
		都 外	14 [19.2]	3 [5.0]	9 [18.8]	5 [8.9]	13 [15.7]

第8表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分		年	平成29	30	令和元	2	3
総 数			73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]
有			8 [11.0]	8 [13.3]	7 [14.6]	5 [8.9]	9 [10.8]
無			65 [89.0]	52 [86.7]	41 [85.4]	51 [91.1]	74 [89.2]

第9表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]
49 人 以 下	29 [39.7]	18 [30.0]	11 [22.9]	18 [32.1]	27 [32.5]
50 ~ 99	4 [5.5]	7 [11.7]	10 [20.8]	8 [14.3]	7 [8.4]
100 ~ 199	7 [9.6]	4 [6.7]	6 [12.5]	3 [5.4]	8 [9.7]
200 ~ 299	3 [4.1]	1 [1.7]	1 [2.1]	3 [5.4]	2 [2.4]
300 ~ 499	6 [8.2]	6 [10.0]	1 [2.1]	2 [3.6]	9 [10.8]
500 ~ 999	5 [6.8]	3 [5.0]	3 [6.3]	7 [12.5]	6 [7.2]
1,000 人 以 上	11 [15.1]	16 [26.7]	6 [12.5]	9 [16.1]	14 [16.9]
不 詳	8 [11.0]	5 [8.3]	10 [20.8]	6 [10.7]	10 [12.1]

第10表 組合員規模別件数

(単位:件、%)

規模 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	83 [100.0]
49 人 以 下	12 [16.4]	11 [18.3]	7 [14.6]	8 [14.3]	10 [12.1]
50 ~ 99	6 [8.2]	8 [13.3]	8 [16.7]	9 [16.1]	10 [12.1]
100 ~ 199	13 [17.8]	9 [15.0]	3 [6.3]	12 [21.4]	10 [12.1]
200 ~ 299	4 [5.5]	3 [5.0]	2 [4.2]	2 [3.6]	3 [3.6]
300 ~ 499	10 [13.7]	11 [18.3]	4 [8.3]	9 [16.1]	9 [10.8]
500 ~ 999	9 [12.3]	6 [10.0]	9 [18.8]	6 [10.7]	17 [20.4]
1,000 人 以 上	18 [24.7]	10 [16.7]	12 [25.0]	8 [14.3]	18 [21.7]
不 詳	1 [1.4]	2 [3.3]	3 [6.3]	2 [3.6]	6 [7.2]

第11表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		平成29	30	令和元	2	3
総数		73	60	48	56	83
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2	3	2	1	4
E 製造業		3	3	5	4	9
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		-	-	1	-	-
G 情報通信業		5	5	5	2	7
H 運輸・郵便業		10	9	5	10	8
I 卸売・小売業		6	8	8	4	9
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		-	1	1	3	2
L 学術研究・専門 サービス業		2	3	1	4	4
M 宿泊業・飲食 サービス業		8	2	7	8	5
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		2	1	1	1	5
O 教育・学習支援業		8	10	8	3	6
P 医療・福祉		14	9	2	8	8
Q 複合サービス事業		1	-	-	1	2
R サービス業		11	6	2	7	14
S 公務		1	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

(第11表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		平成29	30	令和元	2	3
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2.7	5.0	4.2	1.8	4.8
E 製造業		4.1	5.0	10.4	7.1	10.8
F 電気・ガス・熱供給・水道業		-	-	2.1	-	-
G 情報通信業		6.8	8.3	10.4	3.6	8.4
H 運輸・郵便業		13.7	15.0	10.4	17.9	9.6
I 卸売・小売業		8.2	13.3	16.7	7.1	10.8
J・K 金融・保険・不動産・物品賃貸業		-	1.7	2.1	5.4	2.4
L 学術研究・専門サービス業		2.7	5.0	2.1	7.1	4.8
M 宿泊業・飲食サービス業		11.0	3.3	14.6	14.3	6.0
N 生活関連サービス業・娯楽業		2.7	1.7	2.1	1.8	6.0
O 教育・学習支援業		11.0	16.7	16.7	5.4	7.2
P 医療・福祉		19.2	15.0	4.2	14.3	9.6
Q 複合サービス事業		1.4	-	-	1.8	2.4
R サービス業		15.1	10.0	4.2	12.5	16.9
S 公務		1.4	-	-	-	-
T 分類不能		-	-	-	-	-

第12-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
製造業総数	3	3	5	4	9
E09・10 食料品・飲料	-	1	-	1	-
E11 繊維	1	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	-	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	-	-	-
E15 印刷	-	1	1	1	1
E16・17 化学工業・石油・石炭	-	-	1	-	3
E18 プラスチック製品	-	-	-	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	-	-	1	-	-
E21 窯業・土石製品	-	-	-	-	-
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	-	1	-	1
E25・26 はん用・生産用機械器具	1	-	-	-	-
E27 業務用機械器具	-	-	-	-	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	1	-	-	-
E29 電気機械器具	-	-	1	1	1
E30 情報通信機械器具	-	-	-	-	-
E31 輸送用機械器具	-	-	-	1	-
E32 その他	-	-	-	-	2

第12-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年	平成29	30	令和元	2	3
	サービス業総数 ^注	23	12	11	20	28
L71 学術・開発研究機関		1	1	-	-	1
L72 専門サービス業(他に分類されないもの)		1	2	-	4	3
L73 広告業		-	-	1	-	-
L74 技術サービス業(他に分類されないもの)		-	-	-	-	-
M75 宿泊業		1	-	-	-	-
M76 飲食店		7	2	6	7	4
M77 持ち帰り・配達飲食サービス業		-	-	1	1	1
N78 洗濯・理容・美容・浴場業		1	-	-	-	-
N79 その他の生活関連サービス業		-	1	1	1	3
N80 娯楽業		1	-	-	-	2
R88 廃棄物処理業		-	-	1	-	-
R89・90 自動車整備業・機械等修理業		-	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業		4	2	-	3	5
R92 その他の事業サービス業		5	2	-	3	4
R93 政治・経済・文化団体		1	-	-	-	3
R94 宗教		1	-	-	-	1
R95 その他のサービス業		-	2	1	-	1
R96 外国公務		-	-	-	1	-

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」及び「サービス業」の合計

第13表 調整事項別内訳

(単位:件)

事項 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	158	126	103	116	192
1件当たり平均事項数	2.16	2.10	2.15	2.07	2.31
組合承認・組合活動等	7	3	5	3	3
協約締結・全面改定	-	2	1	-	2
協約効力・解釈	2	-	-	-	-
賃 金 等	42	29	24	31	51
賃 金 増 額	4	2	3	1	5
一 時 金	6	3	7	4	5
諸 手 当	9	9	-	6	6
その他賃金に関するもの	15	12	12	12	18
退職一時金・年金	5	3	1	2	6
解雇・休業手当	3	-	1	6	11
給与以外の労働条件	21	19	13	9	28
労 働 時 間	4	3	3	3	2
休 日 ・ 休 暇	3	3	2	2	2
作業方法の変更	-	-	-	-	2
定 年 制	2	2	-	1	4
その他の労働条件	12	11	8	3	18
経 営 又 は 人 事	28	34	19	28	43
事業休廃止・事業縮小	1	1	1	1	2
企業合併・営業譲渡	-	-	-	1	-
人 員 整 理	-	1	-	1	-
配 置 転 換	1	5	3	4	9
解 雇	24	24	14	17	25
その他の経営・人事	2	3	1	4	7
福 利 厚 生	-	-	2	1	2
団 交 促 進	53	39	31	33	50
事 前 協 議 制	-	-	1	-	1
そ の 他	5	-	7	11	12

第14表 団交促進の内訳

(単位:件)

事項 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	75	61	49	51	87
組合承認・組合活動等	3	2	5	-	2
協約締結・全面改定	-	-	1	-	-
協約効力・解釈	1	-	-	-	-
賃 金 等	33	19	15	17	34
賃 金 増 額	4	2	3	1	5
一 時 金	6	3	5	3	5
諸 手 当	6	5	-	3	4
その他賃金に関するもの	11	9	6	7	10
退職一時金・年金	3	-	1	1	4
解雇・休業手当	3	-	-	2	6
給与以外の労働条件	14	17	9	8	20
労働時間	2	3	1	2	2
休日・休暇	3	3	1	2	1
作業方法の変更	-	-	-	-	2
定 年 制	1	2	-	1	3
その他の労働条件	8	9	7	3	12
経 営 又 は 人 事	20	23	11	20	24
事業休廃止・事業縮小	-	1	1	1	-
企業合併・営業譲渡	-	-	-	1	-
人 員 整 理	-	1	-	1	-
配 置 転 換	1	4	2	4	4
解 雇	17	15	7	10	14
その他の経営・人事	2	2	1	3	6
福 利 厚 生	-	-	2	1	2
団交ルール設定・当事者の態度等	-	-	-	-	-
事 前 協 議 制	-	-	1	-	-
そ の 他	4	-	5	5	5

注)団交促進事項が複数の事件があるため、総数は第13表「団交促進」欄の数値とは一致しない。

第15表 あっせん員構成別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
あっせん総数	73 [100.0]	60 [100.0]	48 [100.0]	56 [100.0]	82 [100.0]
三者委員	r18 [24.7]	22 [36.7]	19 [39.6]	19 [33.9]	38 [46.3]
公益委員	-	-	-	-	-
事務局職員	r55 [75.3]	38 [63.3]	29 [60.4]	37 [66.1]	44 [53.7]

第16表 終結区分別平均所要日数

(単位:件、日)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総数	66 94.9	62 107.0	53 96.5	61 114.4	67 89.6
解決	25 106.1	26 107.5	19 142.6	19 138.4	32 76.9
取下	12 121.8	8 294.0	7 145.1	6 208.2	7 124.0
打切	29 74.2	28 53.1	27 51.5	36 86.1	27 95.6
不調	-	-	-	-	-
裁定	-	-	-	-	-

注1) 上段は件数、下段は平均日数。

2) 3年の総数欄の平均日数は、埼玉県労働委員会に移管された1件を除いた66件の平均である。

第17表 解決事件・案提示有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	25 [100.0]	26 [100.0]	19 [100.0]	19 [100.0]	32 [100.0]
提 示 あり	-	-	-	1 [5.3]	-
提 示 なし	25 [100.0]	26 [100.0]	19 [100.0]	18 [94.7]	32 [100.0]

第18表 取下理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	12 [100.0]	8 [100.0]	7 [100.0]	6 [100.0]	7 [100.0]
自主交渉で解決、又はその見通しがつく	3 [25.0]	2 [25.0]	1 [14.3]	-	1 [14.2]
自主交渉で解決したい	1 [8.3]	1 [12.5]	1 [14.3]	1 [16.7]	-
審査手続又は裁判所で和解	-	1 [12.5]	1 [14.3]	-	-
不当労働行為事件命令交付	-	-	-	-	-
調停申請、不当労働行為申立、裁判所提訴	2 [16.7]	1 [12.5]	-	2 [33.3]	3 [42.9]
調整拒否	2 [16.7]	1 [12.5]	4 [57.1]	3 [50.0]	-
当事者主張固持歩みより困難	3 [25.0]	-	-	-	-
そ の 他	1 [8.3]	2 [25.0]	-	-	3 [42.9]

第19表 打切理由別件数

(単位:件、%)

理由 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	29 [100.0]	28 [100.0]	27 [100.0]	36 [100.0]	27 [100.0]
調 整 拒 否	16 [55.2]	14 [50.0]	14 [51.9]	17 [47.2]	7 [25.9]
当事者主張固持 歩みより困難	13 [44.8]	14 [50.0]	13 [48.1]	19 [52.8]	20 [74.1]
案 拒 否	-	-	-	-	-
そ の 他	-	-	-	-	-

第20表 実情調査取扱件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
取 扱 件 数	165	155	139	127	129
前年からの繰越	51	50	47	42	39
開 始	114	105	92	85	90
終 結 件 数	115	108	97	88	98
解 決	115	107	97	88	96
打 切	-	1	-	-	1
移 行	-	-	-	-	1
次 年 繰 越	50	47	42	39	31

第21表 実情調査・業種別開始件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	114	105	92	85	90
運 輸 ・ 通 信 業	5	4	2	3	2
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	-	-	-	-	-
廃 棄 物 処 理 業	25	21	18	18	17
医 療 業	84	79	72	64	71
保 健 衛 生 業	-	-	-	-	-
そ の 他	-	1	-	-	-

2 不当労働行為の審査

第22表 不当労働行為事件取扱件数

(単位:件、%)

区分	年	平成24	25	26	27	28
取扱件数		430	427	447	440	398
前年繰越		327	309	315	323	301
新規申立		103	118	132	117	97
終結件数		121 [100.0]	112 [100.0]	(1) 124 [100.0]	139 [100.0]	(1) 104 [100.0]
取下・和解		90 [74.4]	82 [73.2]	93 [75.0]	114 [82.0]	85 [81.7]
取下		23 [19.0]	15 [13.4]	17 [13.7]	19 [13.7]	16 [15.4]
無関与和解		8 [6.6]	13 [11.6]	12 [9.7]	11 [7.9]	12 [11.5]
関与和解		59 [48.8]	54 [48.2]	64 [51.6]	84 [60.4]	57 [54.8]
命令・決定		31 [25.6]	30 [26.8]	(1) 31 [25.0]	25 [18.0]	(1) 19 [18.3]
全部救済		7 [5.8]	9 [8.0]	(1) 4 [3.2]	6 [4.3]	(1) 3 [2.9]
一部救済		17 [14.0]	16 [14.3]	15 [12.1]	10 [7.2]	8 [7.7]
棄却		6 [5.0]	4 [3.6]	12 [9.7]	9 [6.5]	8 [7.7]
却下		1 [0.8]	1 [0.9]	-	-	-
救済率		50.0	56.7	39.1	44.0	44.0
終結率		28.1	26.2	27.7	31.6	26.1
次年繰越		309	315	323	301	294

注1) 件数欄の()内数字は、一部分離命令で外数。

2) 救済率=(全部救済+一部救済×1/2)/命令・決定×100、一部分離命令を含む。

3) 終結率=終結件数/取扱件数×100

(第22表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	29	30	令和元	2	3
取扱件数	399	406	412	429	449
前年繰越	294	309	317	313	350
新規申立	105	97	95	116	99
終結件数	(5) 90 [100.0]	89 [100.0]	99 [100.0]	79 [100.0]	(2) 91 [100.0]
取下・和解	72 [80.0]	77 [86.5]	75 [75.8]	56 [70.9]	69 [75.8]
取下	5 [5.6]	10 [11.2]	15 [15.2]	10 [12.7]	19 [20.9]
無関与和解	16 [17.8]	10 [11.2]	12 [12.1]	22 [27.8]	12 [13.2]
関与和解	51 [56.7]	57 [64.0]	48 [48.5]	24 [30.4]	38 [41.7]
命令・決定	(5) 18 [20.0]	12 [13.5]	24 [24.2]	23 [29.1]	(2) 22 [24.2]
全部救済	(4) 12 [13.3]	3 [3.4]	10 [10.1]	8 [10.1]	9 [9.9]
一部救済	(1) 4 [4.4]	7 [7.9]	10 [10.1]	9 [11.4]	5 [5.5]
棄却	2 [2.2]	1 [1.1]	4 [4.0]	4 [5.1]	(1) 8 [8.8]
却下	-	1 [1.1]	-	2 [2.5]	(1) -
救済率	80.4	54.2	62.5	54.3	52.3
終結率	22.6	21.9	24.0	18.4	20.3
次年繰越	309	317	313	350	358

第23表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
東京都	105	97	95	116	99
全国	300	298	245	279	277
比率	35.0	32.6	38.8	41.6	35.7

第24表 申立人別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総数	105 [100.0]	97 [100.0]	95 [100.0]	116 [100.0]	99 [100.0]
個人	1 [1.0]	5 [5.2]	1 [1.1]	2 [1.7]	1 [1.0]
組合	88 [83.8]	75 [77.3]	80 [84.2]	89 [76.7]	76 [76.8]
上部組合	1 [1.0]	-	-	-	-
個人・組合	1 [1.0]	1 [1.0]	2 [2.1]	1 [0.9]	3 [3.0]
組合・上部組合	14 [13.3]	16 [16.5]	12 [12.6]	24 [20.7]	18 [18.2]
個人・上部組合	-	-	-	-	-
個人・組合・ 上部組合	-	-	-	-	1 [1.0]

第25表 企業の所在地別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成29	30	令和元	2	3
総数		105 [100.0]	97 [100.0]	95 [100.0]	116 [100.0]	99 [100.0]
都内	23区	69 [65.7]	64 [66.0]	55 [57.9]	87 [75.0]	70 [70.7]
	市・町・村	8 [7.6]	9 [9.3]	13 [13.7]	6 [5.2]	6 [6.1]
都外		28 [26.7]	24 [24.7]	27 [28.4]	23 [19.8]	23 [23.2]

第26表 従業員規模別件数

(単位:件、%)

規模		年				
		平成29	30	令和元	2	3
総数		105 [100.0]	97 [100.0]	95 [100.0]	116 [100.0]	99 [100.0]
49人以下		27 [25.7]	33 [34.0]	23 [24.2]	26 [22.4]	14 [14.1]
50～99		18 [17.1]	8 [8.2]	8 [8.4]	11 [9.5]	7 [7.1]
100～199		14 [13.3]	6 [6.2]	9 [9.5]	12 [10.3]	15 [15.2]
200～299		6 [5.7]	7 [7.2]	7 [7.4]	5 [4.3]	2 [2.0]
300～499		9 [8.6]	5 [5.2]	5 [5.3]	6 [5.2]	3 [3.0]
500～999		5 [4.8]	4 [4.1]	9 [9.5]	4 [3.4]	7 [7.1]
1,000人以上		22 [21.0]	27 [27.8]	19 [20.0]	33 [28.4]	25 [25.2]
不詳		4 [3.8]	7 [7.2]	15 [15.8]	19 [16.4]	26 [26.3]

第27表 別組合有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総数	104 [100.0]	92 [100.0]	94 [100.0]	114 [100.0]	98 [100.0]
有	15 [14.4]	22 [23.9]	18 [19.1]	25 [21.9]	23 [23.5]
無 (不明を含む)	89 [85.6]	70 [76.1]	76 [80.9]	89 [78.1]	75 [76.5]

注)個人申立てを含まない。

第28表 加盟上部団体有無別件数

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総数	104 [100.0]	92 [100.0]	94 [100.0]	114 [100.0]	98 [100.0]
有	74 [71.2]	71 [77.2]	69 [73.4]	85 [74.6]	78 [79.6]
無	30 [28.8]	21 [22.8]	25 [26.6]	29 [25.4]	20 [20.4]

注)個人申立てを含まない。

第29表 加盟上部団体系統別件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成29	30	令和元	2	3
総 数		74 [100.0]	71 [100.0]	69 [100.0]	85 [100.0]	78 [100.0]
連 合		49 [66.2]	45 [63.4]	44 [63.8]	54 [63.5]	50 [64.1]
	J A M	-	-	2	5	12
	J E C 連 合	-	-	-	-	-
	U A ゼ ン セ ン	-	1	2	-	1
	政 労 連	-	-	-	-	-
	全 水 道	1	1	-	2	-
	情 報 労 連	1	-	1	1	2
	連 合 ユ ニ オ ン	8	6	5	9	8
	全 国 ユ ニ オ ン	35	34	32	36	25
	そ の 他	4	3	2	1	2
全 労 連		8 [10.8]	17 [23.9]	15 [21.7]	22 [25.9]	13 [16.7]
	日 本 医 労 連	2	-	1	2	1
	建 交 労	2	1	1	1	1
	全 国 一 般	-	9	5	6	6
	全 印 総 連	-	-	-	-	-
	私 教 連	-	2	1	1	-
	J M I T U	2	1	2	4	-
	自 交 総 連	-	-	1	2	-
	全 労 連 自 治 労 連	2	1	2	4	2
	そ の 他	-	3	2	2	3
上 記 以 外		17 [23.0]	9 [12.7]	10 [14.5]	9 [10.6]	15 [19.2]
全 労 協	全 国 一 般 東 京 労 組	9	3	2	3	4
	国 鉄 労 組	-	-	-	-	-
	そ の 他	4	4	7	4	3
	出 版 労 連	-	1	1	-	1
	航 空 連	1	1	-	-	2
	全 損 保	1	-	-	-	-
	外 銀 連	-	-	-	-	-
	電 算 労	-	-	-	-	-
	そ の 他	2	-	-	2	5

第30表 労働組合法第7条該当号別件数

(単位:件)

区分		年	件 数				
		平成29	30	令和元	2	3	
申 立 件 数		105	97	95	116	99	
大 分 類	1 号 関 係	39	37	30	45	35	
	2 号 関 係	79	71	75	82	76	
	3 号 関 係	64	66	56	62	53	
	4 号 関 係	5	2	1	2	2	
内 内 訳	1 号	2	1	-	7	4	
	2 号	31	24	35	41	38	
	3 号	12	12	11	8	7	
	4 号	-	-	-	-	-	
	1・2 号	8	5	4	6	4	
	1・3 号	9	12	9	18	10	
	1・4 号	-	-	-	-	-	
	2・3 号	22	23	19	22	19	
	2・4 号	-	1	-	-	-	
	3・4 号	1	-	-	-	-	
	1・2・3 号	16	18	16	12	15	
	1・2・4 号	-	-	-	-	-	
	1・3・4 号	2	1	-	1	2	
	2・3・4 号	-	-	-	-	-	
	1・2・3・4 号	2	-	1	1	-	

注1) 大分類各号別件数は、内訳の号別件数を各号別に整理集計したもので、申立件数とは一致しない。

(第30表つづき)

(単位:%)

区分		年	構 成 比				
			平成29	30	令和元	2	3
申 立 件 数			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
大 分 類	1 号 関 係		37.1	38.1	31.6	38.8	35.4
	2 号 関 係		75.2	73.2	78.9	70.7	76.8
	3 号 関 係		61.0	68.0	58.9	53.4	53.5
	4 号 関 係		4.8	2.1	1.1	1.7	2.0
内 訳	1 号		1.9	1.0	-	-	4.0
	2 号		29.5	24.7	36.8	35.3	38.4
	3 号		11.4	12.4	11.6	6.9	7.1
	4 号		-	-	-	-	-
	1・2 号		7.6	5.2	4.2	5.2	4.0
	1・3 号		8.6	12.4	9.5	15.5	10.1
	1・4 号		-	-	-	-	-
	2・3 号		21.0	23.7	20.0	19.0	19.2
	2・4 号		-	1.0	-	-	-
	3・4 号		1.0	-	-	-	-
	1・2・3 号		15.2	18.6	16.8	10.3	15.2
	1・2・4 号		-	-	-	-	-
	1・3・4 号		1.9	1.0	-	-	2.0
	2・3・4 号		-	-	-	-	-
	1・2・3・4 号		1.9	-	1.1	0.9	-

注2) 大分類各号別構成比は、申立件数に対するものである。

第31表 産業別件数

(単位:件)

産業	年	件数				
		平成29	30	令和元	2	3
総数		105	97	95	116	99
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		2	3	3	2	5
E 製造業		6	9	15	9	10
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		1	2	-	7	1
G 情報通信業		11	13	4	13	6
H 運輸・郵便業		24	17	13	20	14
I 卸売・小売業		13	9	13	9	12
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		5	5	6	3	5
L 学術研究・専門 サービス業		7	3	4	3	2
M 宿泊業・飲食 サービス業		1	6	10	5	9
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		6	2	3	2	4
O 教育・学習支援業		7	8	6	11	10
P 医療・福祉		13	12	6	16	13
Q 複合サービス事業		-	-	1	2	-
R サービス業		7	4	10	12	7
S 公務		2	4	1	2	-
T 分類不能		-	-	-	-	1

(第31表つづき)

(単位:%)

産業	年	構成比				
		平成29	30	令和元	2	3
総数		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
A・B・C 農・林・漁・鉱		-	-	-	-	-
D 建設業		1.9	3.1	3.2	1.7	5.1
E 製造業		5.7	9.3	15.8	7.8	10.1
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業		1.0	2.1	-	6.0	1.0
G 情報通信業		10.5	13.4	4.2	11.2	6.1
H 運輸・郵便業		22.9	17.5	13.7	17.2	14.1
I 卸売・小売業		12.4	9.3	13.7	7.8	12.1
J・K 金融・保険・ 不動産・物品賃貸業		4.8	5.2	6.3	2.6	5.1
L 学術研究・専門 サービス業		6.7	3.1	4.2	2.6	2.0
M 宿泊業・飲食 サービス業		1.0	6.2	10.5	4.3	9.1
N 生活関連サービ ス業・娯楽業		5.7	2.1	3.2	1.7	4.0
O 教育・学習支援業		6.7	8.2	6.3	9.5	10.1
P 医療・福祉		12.4	12.4	6.3	13.8	13.1
Q 複合サービス事業		-	-	1.1	1.7	-
R サービス業		6.7	4.1	10.5	10.3	7.1
S 公務		1.9	4.1	1.1	1.7	-
T 分類不能		-	-	-	-	1.0

第32-1表 製造業内訳

(単位:件)

内訳 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
製造業総数	6	9	15	9	8
E09・10 食料品・飲料	-	-	5	-	-
E11 繊維	1	-	-	-	-
E12・13 木材・木製品・家具	1	-	-	-	-
E14 パルプ・紙・紙加工品	-	-	1	-	-
E15 印刷	-	2	1	1	1
E16・17 化学工業・石油・石炭	-	1	3	3	2
E18 プラスチック製品	-	-	-	-	-
E19・20 ゴム製品・皮革	-	-	-	1	-
E21 窯業・土石製品	-	-	-	-	1
E22・23・24 鉄鋼・非鉄金属・金属製品	1	-	1	1	3
E25・26 はん用・生産用機械器具	1	-	1	-	-
E27 業務用機械器具	1	1	1	1	1
E28 電子部品・デバイス・電子回路	-	2	1	-	-
E29 電気機械器具	-	1	-	1	-
E30 情報通信機械器具	1	-	-	1	-
E31 輸送用機械器具	-	-	-	-	-
E32 その他	-	2	1	-	-

第32-2表 サービス業内訳

(単位:件)

内訳	年				
	平成29	30	令和元	2	3
サービス業総数 ^注	21	15	27	22	22
L71 学術・開発研究機関	1	-	-	-	1
L72 専門サービス業 (他に分類されないもの)	3	3	2	2	-
L73 広告業	1	-	1	1	-
L74 技術サービス業 (他に分類されないもの)	2	-	1	-	1
M75 宿泊業	-	-	1	1	1
M76 飲食店	1	4	8	4	7
M77 持ち帰り・配達飲食 サービス業	-	2	1	-	1
N78 洗濯・理容・美容・浴場業	1	1	2	-	1
N79 その他の生活関連 サービス業	2	-	-	1	2
N80 娯楽業	3	1	1	1	1
R88 廃棄物処理業	-	-	1	-	1
R89・90 自動車整備業・機械 等修理業	-	-	-	-	-
R91 職業紹介・労働者派遣業	1	-	3	5	3
R92 その他の事業サービス業	3	2	2	4	2
R93 政治・経済・文化団体	1	-	4	1	-
R94 宗教	-	-	-	-	-
R95 その他のサービス業	-	1	-	2	-
R96 外国公務	2	1	-	-	1

注)「学術研究・専門サービス業」、「宿泊業・飲食サービス業」、「生活関連サービス業・娯楽業」、及び「サービス業」の合計

第33表 審査等実施回数

(単位:回)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	717	827	833	732	957
調 査	617	685	645	507	694
審 問	53	62	57	36	61
和 解	8	6	1	2	8
そ の 他	39	74	130	187	194

注)「その他」は立会団交・事情聴取・打合せ等の合計である。

第34表 終結事件・審査状況

(単位:件、回、人、日)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
終 結 件 数	90	89	99	79	91
平均 調査回数	6.6	6.4	7.7	5.5	5.9
平均 審問回数	0.5	0.6	0.7	0.5	0.4
平均 証人数	0.9	0.9	1.3	0.9	0.7
平均 所要日数	417.5	401.8	513.3	492.0	496.7
うち、命令事件	18	12	24	23	22
平均 調査回数	8.2	10.8	10.3	9.6	9.6
平均 審問回数	1.6	2.2	2.4	1.7	1.5
平均 証人数	2.4	3.8	4.1	2.8	2.3
平均 所要日数	677.9	804.3	864.8	866.3	894.5

注)一部分離命令は含まない。

第35表 終結事件・調査、審問回数別件数

(単位:件、回)

年 区分	平成29		30		令和元		2		3	
	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問	調 査	審 問
終結件数	90		89		99		79		91	
1 回	8	6	7	3	6	5	10	1	3	3
2 回	5	16	12	9	9	11	10	11	8	12
3 回	4	3	8	4	8	6	4	5	9	4
4 回	12	-	5	4	7	4	5	-	8	-
5 回	11	-	5	-	5	2	8	1	10	-
6 回	7	-	4	-	7	-	5	-	11	-
7 回	3	-	6	-	4	-	4	-	8	-
8 回	6	-	7	-	6	-	3	-	3	-
9 回	5	-	4	-	11	-	3	-	6	-
10回以上	23	-	22	-	31	-	17	-	16	-
0 回	6	65	9	69	5	71	10	61	9	72
総回数	590	47	573	49	764	71	437	43	538	39

注) 一部分離命令は含まない。

第36表 終結事件・証人数別件数

(単位:件、人)

区分	年	平成29	30	令和元	2	3
終 結 件 数		90	89	99	79	91
1 ～ 5 人		22	18	21	16	14
6 ～ 10 人		3	2	7	2	4
11 ～ 15 人		-	-	-	-	-
16 ～ 20 人		-	-	-	-	-
21 人 以 上		-	-	-	-	-
証 人 な し		65	69	71	61	73
証 人 総 数		82	80	127	72	68

注)一部分離命令は含まない。

第37-1表 終結区分別平均所要日数

(単位:日)

区分	年	平成29	30	令和元	2	3
総平均日数		417.5	401.8	513.3	492.0	496.7
全部救済		602.5	776.7	765.2	631.3	845.2
一部救済		958.8	815.9	992.8	1,001.3	815.8
棄却		569.0	554.0	793.8	1,048.0	999.0
却下		-	1,056.0	-	835.0	-
関与和解		374.1	378.3	438.0	311.0	397.1
無関与和解		320.7	218.4	297.6	342.6	315.5
その他取下		231.8	236.7	364.1	394.5	349.7

注)一部分離命令は含まない。

第37-2表 終結区分別平均所要日数(民間のみ)

(単位:日)

区分	年	平成29	30	令和元	2	3
総平均日数		417.5	401.8	513.3	492.0	496.7
うち民間		406.8	390.6	510.1	494.2	485.3
全部救済		602.5	776.7	765.2	631.3	845.2
一部救済		870.5	815.9	1,011.9	1,001.3	815.8
棄却		569.0	-	793.8	1,048.0	945.4
却下		-	1,056.0	-	310.6	-
関与和解		379.8	363.0	438.0	342.6	390.7
無関与和解		320.7	218.4	297.6	394.5	315.5
取下		231.8	236.7	364.1	835.0	349.7
終結事件総数		90	89	99	79	91
終結事件数 (民間関係)		87	87	98	78	89

注)一部分離命令は含まない。

第37-3表 終結区分別平均所要日数(長期係属事件を除く)

(単位:日)

区分		年				
		平成29	30	令和元	2	3
総平均日数		417.5	401.8	513.3	492.0	496.7
うち、長期以外		417.5	385.2	513.3	474.3	496.7
	全部救済	602.5	776.7	765.2	631.3	845.2
	一部救済	958.8	815.9	992.8	892.0	815.8
	棄却	569.0	554.0	793.8	1,048.0	999.0
	却下	-	1,056.0	-	311.0	-
	関与和解	374.1	351.7	438.0	342.6	397.1
	無関与和解	320.7	218.4	297.6	394.5	315.5
	取下	231.8	236.7	364.1	835.0	349.7
終結事件総数		90	89	99	79	91
終結事件数 (長期以外)		90	88	99	78	91

注1) 一部分離命令は含まない。

2) 「長期係属事件」とは、申立てから終結まで5年以上を要したものの。

第38表 審査の実効確保の措置申立・勧告等件数

(単位:件)

区分		年				
		平成29	30	令和元	2	3
措置申立件数		14	19	17	17	22
勧告等措置件数		7	10	8	7	12
	規則40条による勧告	-	-	-	-	1
	その他の措置	7	10	8	7	11
	文書	6	8	4	5	4
	口頭	1	2	4	2	7

注1) 1件の措置申立てに対して複数の措置がなされること、複数の措置申立てに対して1件の措置がなされることがある。

2) 勧告等が措置申立ての翌年以降になされることもあるが、その件数は措置申立てのあった年の措置件数に含めている。

3) 措置件数及びその内訳は、令和3年1月末現在のものである。

3 労働組合の資格審査

第39表 資格審査取扱件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成24	25	26	27	28
取扱件数		410	385	401	385	318
前年繰越		249	228	219	230	191
新規申請		161	157	182	155	127
終結件数		182 [100.0]	166 [100.0]	171 [100.0]	194 [100.0]	136 [100.0]
取下		-	2 [1.2]	3 [1.8]	3 [1.5]	2 [1.5]
打切		111 [61.0]	95 [57.2]	101 [59.1]	136 [70.1]	94 [69.1]
資格あり		71 [39.0]	68 [41.0]	67 [39.2]	55 [28.4]	40 [29.4]
補正勧告あり		-	-	-	-	-
補正勧告なし		71	68	67	55	40
資格なし		-	1 [0.6]	-	-	-
次年繰越		228	219	230	191	182

第40表 都道府県労委対比新規件数

(単位:件、%)

区分		年				
		平成29	30	令和元	2	3
東京都		145	130	132	163	147
全国		502	449	404	470	418
比率		28.9	29.0	32.7	34.7	35.2

(第39表つづき)

(単位:件、%)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
取扱件数	327	328	336	356	396
前年繰越	182	198	204	193	249
新規申請	145	130	132	163	147
終結件数	129 [100.0]	124 [100.0]	143 [100.0]	107 [100.0]	127 [100.0]
取 下	1 [0.8]	2 [1.6]	1 [0.7]	1 [0.9]	1 [0.8]
打 切	78 [60.5]	87 [70.2]	88 [61.5]	60 [56.1]	74 [58.3]
資 格 あ り	50 [38.8]	34 [27.4]	54 [37.8]	45 [42.1]	52 [40.9]
補正勧告あり	-	-	-	-	-
補正勧告なし	50	34	54	45	52
資 格 な し	-	1 [0.8]	-	1 [0.9]	-
次年繰越	198	204	193	249	269

第41表 係属事由別新規件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	145	130	132	163	147
不当労働行為	120	110	109	144	120
法人登記	21	17	17	17	18
委員推薦	4	1	4	-	5
労働者供給事業	-	2	2	2	4

第42表 係属事由別終結件数

(単位:件)

区分	取 扱 件 数	終 結 件 数					次 年 繰 越
			取 下	打 切	資 格 あ り	資 格 な し	
総 数	396	127	1	74	52	0	269
不当労働行為	364	103	-	74	29	-	261
法人登記	22	14	1	-	13	-	8
委員推薦	5	5	-	-	5	-	0
労働者供給事業	5	5	-	-	5	-	0

第43表 係属事由別平均所要日数

(単位:日)

区分	年				
	平成29	30	令和元	2	3
総平均日数	393.0	363.6	467.3	426.7	437.2
不当労働行為	460.2	428.6	534.5	499.7	525.0
法人登記	56.5	103.7	62.1	76.7	80.0
委員推薦	9.3	5.0	29.0	-	20.6
労働者供給事業	-	23.0	27.0	187.0	43.8

4 相談

第44表 相談件数

(単位:件)

区分 \ 年	平成29	30	令和元	2	3
総 数	1,059 (314)	947 (323)	969 (288)	930 (277)	876 (330)
調整に関するもの	213 (73)	202 (60)	162 (48)	192 (56)	155 (83)
不当労働行為に関するもの	252 (105)	250 (97)	243 (95)	204 (116)	175 (99)
資格審査に関するもの	231 (145)	205 (130)	233 (132)	135 (163)	132 (147)
その他の相談	363 (0)	290 (1)	331 (2)	399 (1)	414 (1)

注)()内件数は、申請・申立件数で内数。

<名 簿>

第45期東京都労働委員会委員名簿

令和3年12月31日現在

区分	氏名	現職	就任日
公益委員	会長 かな い やす お 雄 金 井 康 雄	元札幌高等裁判所長官	29・12・1
	会長代理 きく ち よう いち 菊 池 洋 一	弁護士（元広島高等裁判所長官）	03・12・1
	会長代理 みず まち ゆう いち ろう 水 町 勇 一 郎	東京大学 社会科学研究所教授	23・1・15
	きた い く み こ 北 井 久 美 子	弁護士（第二東京弁護士会）	03・12・1
	まき ふち ま り こ 巻 淵 眞 理 子	弁護士（第一東京弁護士会）	29・12・1
	み き よし ひと 三 木 祥 史	弁護士（第一東京弁護士会）	29・12・1
	おお た はる お 夫 太 田 治 夫	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1
	わた なべ あつ こ 渡 邊 敦 子	弁護士（東京弁護士会）	03・12・1
	た むら たつ ひさ 田 村 達 久	早稲田大学 法学学術院教授	元・12・1
	にし むら み か 西 村 美 香	成蹊大学 法学部教授	03・12・1
	かわ た たく ゆき 川 田 琢 之	筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・1
	かき うち しゅう すけ 垣 内 秀 介	東京大学大学院 法学政治学研究科教授	03・3・1
とみ なが こう いち 富 永 晃 一	上智大学 法学部教授	03・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
労働者委員	やす だ きよ 安 田 潔	東京交通労働組合 顧問	03・12・1
	さい とう よし ゆき 齊 藤 好 行	情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・1
	あお き まさ お 青 木 正 男	自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・1
	たけ もり よし ひこ 竹 森 義 彦	UAゼンセン東京都支部 支部長	03・12・1
	ほか ぞの こう じ 外 園 幸 二	電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・1
	もり はる み 森 治 美	全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	27・12・1
	あん どう てつ お 安 藤 哲 雄	日産労連関東地域本部 労組活動アドバイザー	29・12・1
	かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	JAM東京千葉 参与	30・6・1
	よこ やま よう こ 横 山 陽 子	UAゼンセン東京都支部 参与	03・12・1
	たか はし ひろ ゆき 高 橋 宏 之	東京地下鉄労働組合 顧問	29・12・1
	く ぼ じゅん いち ろう 久 保 潤 一 郎	連合東京 労働局・労働政策局長	29・12・1
	きた けん いち 北 健 一 (た なか ひろ ひさ 田 中 弘 尚)	日本出版労働組合連合会 書記次長	03・12・1
さ とう しげ み 佐 藤 重 己	東京都電力総連 特別執行委員	元・12・1	

区分	氏名	現職	就任日
使用者委員	もん 門 馬 たかし 卓	鹿島建設株式会社 社友	25・12・1
	うち 内 田 たか 隆 ふみ 文	株式会社資生堂 社友	23・12・1
	まつ 松 田 じ 二 ろう 郎	東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・1
	さ 佐 の 野 みち 通 のり 則	東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・1
	おお 大 や 屋 かず 和 お 雄	東部金属熱処理工業組合 理事	03・12・1
	はし 橋 もと 本 まさ 昌 みち 道	株式会社東商サポート&サービス 顧問	29・12・1
	わ 和 だ 田 よし 慶 ひろ 宏	旭化成株式会社 社友	03・12・1
	いわ 岩 した 下 しゅう 秀 いち 市	明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・1
	みや 宮 した 下 けい 恵 こ 子	全日本空輸株式会社 社友	29・12・1
	くま 熊 た 田 きょう 京 こ 子	東日本電信電話株式会社 社友	元・12・1
	くろ 黒 ぼね 羽 じ 二 ろう 朗	トッパン・フォームズ株式会社 顧問	元・12・1
	いし 石 かわ 川 すみ 純 ひこ 彦	一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29・12・1
くら 倉 はし 橋 ゆき 幸 のり 則	KDDI株式会社 社友	03・12・1	

東京都労働委員会あっせん員候補者名簿

令和3年12月31日現在

氏名	現職・経歴	委嘱年月日
かな い やす お 金 井 康 雄	東京都労働委員会会長 元札幌高等裁判所長官	29・12・5
きく ち よう いち 菊 池 洋 一	東京都労働委員会会長代理 弁護士(元広島高等裁判所長官)	03・12・2
みず まち ゆう いち ろう 水 町 勇 一 郎	東京都労働委員会会長代理 東京大学 社会科学研究所教授	23・1・25
きた い く み こ 北 井 久 美 子	東京都労働委員会委員 弁護士(第二東京弁護士会)	03・12・2
まき ふち ま り こ 巻 淵 眞 理 子	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
み き よし ひと 三 木 祥 史	東京都労働委員会委員 弁護士(第一東京弁護士会)	29・12・5
おお た はる お 太 田 治 夫	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	03・12・2
わた なべ あつ こ 渡 邊 敦 子	東京都労働委員会委員 弁護士(東京弁護士会)	03・12・2
た むら たつ ひさ 田 村 達 久	東京都労働委員会委員 早稲田大学 法学学術院教授	元・12・2
にし むら み か 西 村 美 香	東京都労働委員会委員 成蹊大学 法学部教授	03・12・2
かわ た たく ゆき 川 田 琢 之	東京都労働委員会委員 筑波大学 ビジネスサイエンス系教授	25・12・4
かき うち しゅう すけ 垣 内 秀 介	東京都労働委員会委員 東京大学大学院 法学政治学研究科 教授	03・3・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
とみ なが こう いち 富 永 晃 一	東京都労働委員会委員 上智大学 法学部教授	03・12・2
こう ぜん こう いち 光 前 幸 一	前東京都労働委員会委員	25・12・4
いな ば やす お 稲 葉 康 生	前東京都労働委員会委員	23・12・2
こん どう たか し 近 藤 卓 史	前東京都労働委員会委員	27・12・4
の だ ひろし 野 田 博	前東京都労働委員会委員	27・5・12
いし ぐろ きよ こ 石 黒 清 子	前東京都労働委員会委員	27・12・4
きく ち よし み 菊 池 馨 実	前東京都労働委員会委員	25・8・27
やす だ きよし 安 田 潔	東京都労働委員会委員 東京交通労働組合 顧問	03・12・2
さい とう よし ゆき 齊 藤 好 行	東京都労働委員会委員 情報労連東京都協議会 特別幹事	元・12・2
あお き まさ お 青 木 正 男	東京都労働委員会委員 自治労東京都本部 公共サービス民間労組協議会 顧問	29・12・5
たけ もり よし ひこ 竹 森 義 彦	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 支部長	03・12・2
ほか その こう じ 外 園 幸 二	東京都労働委員会委員 電機連合東京地方協議会 特別常任幹事	元・12・2
もり はる み 森 治 美	東京都労働委員会委員 全労連・全国一般労働組合 東京地方本部 中央執行委員長	27・12・4

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
やす どう てつ お 安 藤 哲 雄	東京都労働委員会委員 日産労連関東地域本部 労組活動アドバイザー	29・12・5
かわ かみ せい じ 川 上 晴 司	東京都労働委員会委員 JAM東京千葉 参与	30・6・5
よこ やま よう こ 横 山 陽 子	東京都労働委員会委員 UAゼンセン東京都支部 参与	03・12・2
たか はし ひろ ゆき 高 橋 宏 之	東京都労働委員会委員 東京地下鉄労働組合 顧問	29・12・5
く ほ じゆん いち ろう 久 保 潤 一 郎	東京都労働委員会委員 連合東京 労働局・労働政策局長	29・12・5
きた けん いち 北 健 一 (田 なか ひろ ひさ 中 弘 尚)	東京都労働委員会委員 日本出版労働組合連合会 書記次長	03・12・2
き とう しげ み 佐 藤 重 己	東京都労働委員会委員 東京都電力総連 特別執行委員	元・12・2
お の ひで あき 尾 野 秀 明	前東京都労働委員会委員	29・12・5
おお つか はく ぶん 大 塚 博 文	前東京都労働委員会委員	25・12・4
かみ むら とき ひこ 上 村 時 彦	前東京都労働委員会委員	27・12・4
やま もと ち え こ 山 本 千 恵 子	前東京都労働委員会委員	元・12・2
もん ま たかし 門 馬 卓	東京都労働委員会委員 鹿島建設株式会社 社友	25・12・4
うち だ たか ふみ 内 田 隆 文	東京都労働委員会委員 株式会社資生堂 社友	23・12・2

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
まつ だ じ ろう 松 田 二 郎	東京都労働委員会委員 東京都中小企業団体中央会 副会長	元・12・2
さ の みち のり 佐 野 通 則	東京都労働委員会委員 東京都中小企業組合士協会 理事	03・12・2
おお や かず お 大 屋 和 雄	東京都労働委員会委員 東部金属熱処理工業組合 理事	03・12・2
はし もと まさ みち 橋 本 昌 道	東京都労働委員会委員 株式会社東商サポート&サービス 顧問	29・12・5
わ だ よし ひろ 和 田 慶 宏	東京都労働委員会委員 旭化成株式会社 社友	03・12・2
いわ した しゅう いち 岩 下 秀 市	東京都労働委員会委員 明治ホールディングス株式会社 顧問	元・12・2
みや した けい こ 宮 下 恵 子	東京都労働委員会委員 全日本空輸株式会社 社友	29・12・5
くま た きょう こ 熊 田 京 子	東京都労働委員会委員 東日本電信電話株式会社 社友	元・12・2
くろ ばね じ ろう 黒 羽 二 郎	東京都労働委員会委員 トッパン・フォームズ株式会社 顧問	元・12・2
いし かわ すみ ひこ 石 川 純 彦	東京都労働委員会委員 一般社団法人東京経営者協会 事業局上席参事	29・12・5
くら はし ゆき のり 倉 橋 幸 則	KDDI株式会社 社友	03・12・2
うめ うち かつ のり 梅 内 克 範	前東京都労働委員会委員	23・6・7
いし い とし お 石 井 敏 雄	前東京都労働委員会委員	23・6・7

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
かとうせつお 加藤節夫	前東京都労働委員会委員	25・12・4
あらいとしみつ 新井俊光	前東京都労働委員会委員	29・12・5
すずきまさる 鈴木 木 勝	東京都労働委員会事務局 事務局長	03・4・6
つじまさたか 辻 正 隆	東京都労働委員会事務局 担当部長<総務課長事務取扱>	03・4・6
もりながけんじ 森永健二	東京都労働委員会事務局 審査調整課長	03・4・6
てらしまたけひこ 寺島健彦	東京都労働委員会事務局 担当課長<特命>	03・4・6
ひらのしげる 平野 茂	東京都労働委員会事務局 調整担当課長	31・4・9
しんたくまりこ 新宅真理子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	30・7・3
なかむらゆうこ 中村優子	東京都労働委員会事務局 審査調整法務担当課長	03・10・5
むらかみえいち 村上英一	東京都労働委員会事務局 法務専門課長	27・4・7
そのだみつる 園田みつる	東京都労働委員会事務局 審査調整課 統括課長代理	03・4・6
ひらかわひろみ 平川ひろみ	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	30・4・3
たかはしきょうこ 高橋 恭子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	31・4・9

氏 名	現 職 ・ 経 歴	委嘱年月日
たん の あき こ 丹 野 明 子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	02・4・7
ます ぎま えつ こ 増 崎 悦 子	東京都労働委員会事務局 審査調整課 課長代理	03・4・6
むら にし のり あき 村 西 紀 章	東京都産業労働局 雇用就業部長	02・4・7
むら やま たかし 村 山 隆	東京都産業労働局 局務担当部長 ＜労働相談情報センター所長＞	03・4・6
にし だ ゆういちろう 西 田 雄 一 郎	東京都産業労働局 雇用就業部 労働環境課長	02・12・15
こく しょう てつ ろう 國 生 哲 郎	東京都産業労働局 雇用就業部 連絡調整担当課長	03・10・5
いわ もと なぎ さ 岩 本 浪 砂	東京都労働相談情報センター 大崎事務所長	02・4・7
おお たに く み こ 大 谷 久 美 子	東京都労働相談情報センター 池袋事務所長	03・4・6
みや ち あき こ 宮 地 明 子	東京都労働相談情報センター 亀戸事務所長	03・4・6
こ ばやし よし ひろ 小 林 義 浩	東京都労働相談情報センター 国分寺事務所長	03・4・6
いい だ い ず み 飯 田 い ず み	東京都労働相談情報センター 八王子事務所長	02・4・7

退任委員名簿（令和3年）

（公益委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
光 前 幸 一 こう ぜん こう いち	弁護士（東京弁護士会）	25・12・1 ～03・11・30
稲 葉 康 生 いな ば やす お生	株式会社毎日新聞社 終身名誉職員 ジャーナリスト	23・12・1 ～03・11・30
近 藤 卓 史 こん とう たか し	弁護士（第二東京弁護士会）	27・12・1 ～03・11・30
野 田 博 の だ ひろ	中央大学 法学部教授	27・5・1 ～03・11・30
石 黒 清 子 いし ぐろ きよ こ	弁護士（東京弁護士会）	27・12・1 ～03・11・30
菊 池 馨 実 きく ち よし み	早稲田大学 法学学術院教授	25・8・7 ～03・11・30
小 西 康 之 こ にし やす ゆき	明治大学 法学部教授	27・4・1 ～03・2・26

（労働者委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
尾 野 秀 明 お の ひで あき	UAゼンセン東京都支部 参与	29・12・1 ～03・11・30
大 塚 博 文 おお つか はく ぶん	日本出版労働組合連合会 元副中央執行委員長	25・12・1 ～03・11・30
上 村 時 彦 かみ むら とき ひこ	全水道東京水道労働組合 特別執行委員	27・12・1 ～03・11・30
山 本 千 恵 子 やま もと ち え こ	UAゼンセン東京都支部 参与	元・12・1 ～03・11・30

（使用者委員）

氏名	現職・経歴	委員歴
梅 内 克 範 うめ うち かつ のり	大崎電気工業株式会社 社友	23・6・1 ～03・11・30
石 井 敏 雄 いし い とし お	東京都中小企業経営者協会 理事・事務局長	23・6・1 ～03・11・30
加 藤 節 夫 か とう せつ お	日本ダイカスト工業協同組合 常任理事	25・12・1 ～03・11・30
新 井 俊 光 あら い とし みつ	一般社団法人東京経営者協会 参与	29・12・1 ～03・11・30